

第五十五回国会
衆議院

石炭対策特別委員会 會議録 第二十三号

昭和四十二年七月五日(水曜日)

午前十一時五十分開議

出席委員

委員長 多賀谷真裕君

理事 神田 博君

理事 西岡 武夫君

理事 岡田 利春君

理事 池田 禎治君

理事 佐々木秀世君

理事 菅波 茂君

理事 野田 武夫君

理事 廣瀬 正雄君

理事 山口 敏夫君

理事 石川 次夫君

理事 田畑 金光君

出席國務大臣

通商産業大臣 菅野和太郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 宇野 宗佑君

通商産業省石炭局長 井上 亮君

通商産業省鉱山保安局長 中川理一郎君

建設省管轄局長 小場 晴夫君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 岩瀬 義郎君

通商産業大臣官房総合エネルギー政策課長 田中 芳秋君

通商産業省石炭局産炭地域振興課長 飯島 三郎君

自治大臣官房参事官 鎌田 要人君

参考人 (産炭地域振興事業団理事) 堀坂政太郎君

七月五日

委員倉成正君、篠田弘作君及び廣瀬正雄君辞任につき、その補欠として広川シズエ君、三ツ林弥太郎君及び山口敏夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員広川シズエ君、三ツ林弥太郎君及び山口敏夫君辞任につき、その補欠として倉成正君、篠田弘作君及び廣瀬正雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

○多賀谷委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。細谷治嘉君。

○細谷委員 私は、産炭地振興問題について質問をしたいと思っております。先だって全国鉱業市町村連合会の代表の方から陳情書をいただいたのでありますが、要するにいままでの産炭地振興基本計画、実施計画というものは、石炭鉱業の合理化に対する車の両輪であったはずであったけれども、その期待とはきわめて隔たったものがある。だからいまつくられようとしております新実施計画、いわゆる第二次産炭地振興実施計画については積極的なかまえて、しかも抜本的な対策をもって臨んでいただきたいという強い陳情をいただいたのであります。その実施計画なるものは一体現在ど

ういうふうに作業が進められておるのか、実は新聞等で拝見しておるのではありませんが、大体二月から三月にかけてはこの実施計画の動きが非常に積極的に出しまして、当時報ずるところによりまして、六月開催の産炭地振興審議会において大体決定をして、同月中、すなわち六月には閣議決定の予定だ、こういうことすら報ぜられておったのであります。しかし、もうすでに七月でありまして、まだ実施計画ができたということを残念ながら聞かないのであります。そこで、これについてお答えをいただきたいと思っております。

○井上(元)政府委員 産炭地振興実施計画の問題につきましては、ただいま細谷先生から御指摘がありましたように、当初の予定は六月中旬くらいまではこの策定を終えたいという意欲をもちまして検討を続けてまいりましたわけでございますが、會議の途中で、率直に申し上げますと、さらに各県から提出されました諸計画につきまして、私どもとしては、建設省をはじめとする関係各省とも中央部における事務折衝、これを相当精緻に行ないました。さらに審議会の中に小委員会を設けまして――審議会は相当膨大な、多数の関係者を網羅いたしておりますので、さらにこの計画策定について的小委員会というのを設けまして、小委員会の委員長は有澤先生でございますが、これに各県の知事さんたちも入っていただきまして、それに中立的な学識経験者も入っていただき、その小委員会を何回か繰り返しまして、そうしていただいまま案を練っておるという段階でございます。六月予定で検討を加えておりましたが、七月末には一応産炭地振興審議会としての最終的な結論の取りまとめができるのではないかと今ふりに考えております。おくれましたことにつきましてはきわめて遺憾でございますけれども、私どもとしましては、その分だけ、できるだけ時間をかけて内容を充実したいという意欲を持ってやりました点を

御了承いただきたいと思います。

○細谷委員 七月末にはつくる、こういう局長からの言明でございますが、四月十三日の新聞によりますと、福岡通産局が、各県が作り出した原案というのについて数点にわたる修正を要望いたしまして、そして四月十二日に通産局としての原案をまとめた、こういうことが出ておるのであります。

そこで、七月末につくるということですが、各県の原案といいますが、あるいは通産局もまとめたわけでありまして、いま中央段階の審議ということでありまして、それは全部そろって小委員会では鋭意検討をしているという段階なのかどうか、これをまず伺いたい。

○井上(元)政府委員 お説のとおりでございます。

○細谷委員 そこで、その計画について御質問を申し上げる前に、これは福岡県の問題であります。通産省の委託によりまして、昨年来福岡県の企画室を中心に行なわれて、産炭地の実態というものを十分に調査しておったのであります。それが産炭地白書という形で今年二月の下旬に発表されておるかと思っております。これが、これからつくり出す計画、第一次の実施計画――基本計画もむろんのこと、実施計画が誤りであったという一つの証明としてこの白書が出てくるんじゃないかと私は思っております。その白書はお読みになっているかどうか、お尋ねします。

○井上(元)政府委員 ただいま資料は持っておりませんけれども、一読いたしております。

○細谷委員 一読いたしておりますのでありますから、ひとつその内容の要点をここで明らかにしてください。

○井上(元)政府委員 振興課長から詳細にお答えいたします。

ですが、ひとつ次官の御所見なり局長の御所見を伺いたいと思います。

○宇野政府委員 いまの白書の内容、先生から詳しく数字を伺いまして、非常に深刻なことに内心驚いておる次第でございます。十二分にそういうことを念頭に置きまして、今後の産炭地振興に対する特殊な考慮を払っていきたく存じます。

○井上(完)政府委員 筑豊につきましては、特に三十六、七年くらいから閉山が相次ぎまして、先生の御指摘のように炭鉱数も激減してまいりました。市町村が、きわめて疲弊のどん底にあるというたゞいまの先生のお説につきましては、私も事實はそのとおりだと思います。

○細谷委員 そのとおりだということをひとつはつきりお認めいただいて、その原因は一体このなか、やはりその原因をつかぬ限りは問題は解決しないのだ、こういうことだと思えますから、ひとつそのうい前提に立つて少し質問をしてみたいと思ふのであります。

産炭地振興法の十條、十一條に、そういう事情であるからひとつ補助率のかさ上げをしてやろう、これは十一條、県のやるのについてはひとつ起債があつたら充當率も上げてやろう、利子も補給してやろう、こういうことになつてもうすでに二カ年の実績を重ねたのであります。昨年この委員会におきまして一年間の実績にかんがみまして、これではやはり産炭地振興とは名づけられない、名ばかりではないですよ、名づけられないということではいろいろな議論をしたのでありますけれども、ひとつ政令で定める適用範囲等を事実上即するよう拡大することによって一年間やつてみようというところで、不満ながらそういう結論で今日までやつてまいつたのであります。

本委員会であれだけ議論をされた後の四十一年度の一年間の実績についてどうなつてゐるのか、ひとつ御説明いただきたいと思ふのであります。

○飯島説明員 まず同県に對します利子補給の関

係につきましては、一応実績の数字を申し上げますと、産炭地域のための特別の産炭地事業債の額が四十年度におきましては十一億三千六百万円でありまして、四十一年度は八億九千七百万円、四十二年度は見込みの額でございますが、私どもの見込みの額としましては十六億円というふうに想定しております。これに對します利子補給の金額は四十一年度交付された実績、これは四十年事業に對する利子補給でございますが、この金額が二千五百五十三万円でございまして、四十二年に交付される額は四十年度事業それから四十一年度事業が対象になるわけでございまして、額としましては八千二百七十六万二千二百円というものを算出してあります。

それから次に、市町村に對します補助率のかさ上げの実績でございますが、まず四十年度の実績、引き上げの対象になりました市町村の数が合計九十五でございまして、そのうち六条の市町村が六十七でございまして、引き上げの金額としましては五億四千七百六十八万七千七百円でございます。そのうち六条の市町村の金額は一億八千六百八十二万八千四百円でございます。四十一年度は近く確定すると思ふのですが、これは見込みの金額でございますが、四十一年度の見込みの数字では、引き上げの市町村は九十六、それからそのうち六条の市町村が六十五、引き上げの金額は六億八千八百二十一万一千円、そのうち六条の市町村が二億二千四百五十万四千円、以上の実績になつております。

○細谷委員 次にお尋ねしますが、四十年度には府県に對して二千五百五十三万円でしたね。これは起債の認証がおくれたので予算はだいぶ不用額が出ておると思ふのですが、大体三分の一程度が不用額になつておるのですか。三千九百二十万円の予算額のうち不用額が三百六十七万円程度出ているのであります。

お尋ねしたいのは、二千五百五十三万円の利子補給をしたわけでありまして、この事業債の事業費というものはどのくらいやつてゐるのか。一年おくれでありますけれどもさいふは一つなんで

すね。四十一年度は四十一年。県自体が産炭地振興というこの事業に對して自主財源をどのくらい出しているのか。それに対する二千五百五十三万なんだ。そのもとのほうをひとつ説明してください。

○飯島説明員 四十年度の数字で申し上げますと、御承知のように超過負担額がございまして、その超過負担額に對しまして産炭地事業債が出るという形になつております。その超過負担の金額で申し上げますと、同県全体の数字としましては超過負担額は十六億七千七百円でございます。あとは国、それから補助金という金額になつております。

○細谷委員 あなたのほうからいただいた資料によりますと、実績で超過負担という名の金額が四十年度において十六億七千七百円、四十一年度において二十一億五千九百万円となつておるのであります。いま国会等で議論されております超過負担というのとはあなたの定義とささか違ふのじゃないかという気がするもので、もう少し超過負担のあなたの言つてゐる定義を明らかにしたいだけではないか。

○飯島説明員 通常県が負担すべき各補助金あるいは直轄に見合ふ額として通常負担すべき額、これを越えている金額でございまして、それにつきまして産炭地振興事業債というものが認められるわけでございまして。

○細谷委員 たとえば道路をやつたとしますね。十億円の道路をやつたとする。大体三分の二道路に對する補助がありまして、そうしますと六億六千万円というものは国庫からくるわけですが、通常負担すべきものというものは三億四千万円ということですね。それで、ところが現実には十億の計画を国が認証したのだけれども十二億かかったといふ場合に、自治体自体が持つものは、通常負担すべき三億四千万円と、十億ではできなかった、十二億かかった、その二億とを加えた五億四千万円という負担が要るわけですね。その中で一般的にいわれておる超過負担というのは、二億円

をいつておるわけですよ。ですからもう少し明らかにしていただきたい。

○飯島説明員 ただいまの設例の二億、これは私が先ほど御説明しました超過負担額の概念には入れてないつもりでございまして、いわゆる繰り足し分ということで二億分は考えてゐるわけでございます。

○細谷委員 そうするといふあなたはいくら十六億七千七百円というの、通常負担すべきもの、それに繰り足し分というの、必ず起るわけで、それを加えたものというのですか。

○飯島説明員 補助基本額というものがそれぞれの事業にあるわけでございまして、その補助基本額とそれから繰り足し分を除いた額、その前者の中間にあるものがここにいう超過負担額というふうに考へておるわけでございまして。

○細谷委員 わからないんだね。私が言うのは、十億の基本額、十億は基本額でありますから、その三分の二の補助がくるわけですね。繰り足し分は、事業をやるのに実際十二億かかったから二億が繰り足し分であつて、三億四千万円というのはいわゆる地方負担額というものでないですか、通常負担すべき額なんですよ。この二十一億五千九百万円という四十一年度の県の超過負担というものは、二億に相当する純然たる繰り足し分、それが二十一億なのか、繰り足しは必ず起るのですから、当然負担すべきものを加えたそれが二十一億なのかというのをはつきりしていただきたい。

○飯島説明員 ただいまお話しのような繰り足し分の二億円というものは、こゝで言つてゐる超過負担額の計算の中に入れてないわけでありまして、これは人口だとかあるいは地域だとか投資率というもので一応標準の額を出してございまして、その標準の額をこえるものを言つてゐるわけですね。したがしまして、いまの設例でいいますと、十億円の事業、それに繰り足し分が二億円ございまして、場合に、全国の標準負担額といふんです、通常の負担額といふものがかりに二億円だといふと、あと残りは補助金であるとして、補助金がか

りに三分の二でございしますと六七％、その六七％分とそれからいまの二億円の差額でございします。したがいまして、いまの例でいきますと補助金が六億七千万円ということになりますから、残りが三億四千万円です。三億四千万から通常の負担掛額として考えられておりますたとえ二億なら二億という金額を引きますと、残りは一億四千万になるわけであります。その一億四千万を全部集計しましたのがたまたまの数字でございします。したがって、標準負担額といいますが、通常の負担額といふのは全国の人口だとか投資率だとか、そういうものを要素に入れてきめたのでございします。

○細谷委員　鎌田さんちつともわからないのだけれども……。

○繰込説明員 いま通産省のはうから御答弁になりましたことばの中で、超過負担ということばを聞きまして、超過負担ということばに付きまして、別途現在地方団体のほうで問題になっておることと非常に誤解を招きやすい表現になったのだらうと思うわけであります。いまこれは新産、工特でも同様でございますが、福岡県なら福岡県、あるいは福岡県の大牟田市なら大牟田市というよりなものが、全国相場負担というものをするとすれば、どのくらいまで負担ができるか、これを一応目安をつけるわけです。それを標準負担額と申します。その世間並みの負担ができるものよりもっと地方負担が大きいというものについて、その団体の財政力が弱いからかわいそうじゃないか、その分についてかさ上げをする、こういうことであります。

いまの十億かけなければならぬことが實際は八億しか補助金額がない。いわゆる二億、俗に申しております超過負担でございますね、これはいまの標準負担の問題とは全然別ということでございます。

○細谷委員 わかりました。要するにたいへん頭がよくて、十条に基づく算式でやっているわけだ。したがって二十一億五千九百万円という超過負担というのは、これはいわゆる産炭地振興法十

条に基づいた、普通の団体であれば負担するものというところでありますから、そうしますと県の負担というのはこれ以上なんです。そうなつてまいりますと、二十一億五千九百万円よりも相当多額を県が負担しているわけだ。そして十条の適用になつておるものが二十一億という数になつていゝるわけですから、それに見合うものとして二千五百五十万円の利子補給をいただいたということだかな。な。こんなことでいまの産炭地が救えますか。先ほど私が申し上げた白書の実態をです。産炭地であるがゆえに二十一億もよけいな負担をしておいて、産炭地振興法というのがあります。十条に基づいて特別な措置をしております。たつた一・一%じゃないですか。二億五千万なら話がわかるのです。二億五千万なら千天に落るとはいかぬかもしれないけれども、ほこりしめしぐらいになるかもしれない。これは、端的に言つて、こんな十条ならいゝほうがいいと思つてゐるんだ。ひとつ局長にお答をうたいただきたい。こんな十条ならいゝほうがいい。○井上(元)政府委員 制度の実態につきましては、先ほど来御答弁申し上げたとおりです。確かに県に對します利子補給の額は二十一億に對して二千五百五十万、少ないわけでございます。しかしこれは、私も起債額等に對しましてこの法律に基づきまして年々見ていきます場合に、予算は年々相当ふえてまゐると思ひます。ただ、しかし、現在の制度がなお産炭地の実情に照らしをみましてきわめて不十分だといふ御叱責の点については、制度としてまだ必ずしも十分ではないといふ点を認めたいと思ひます。しかしこの法律は、先生も御承知のように、いままで新産都市につきましても、県なり市町村に對する財政補助措置がとられましたときに、産炭地域におきましても新産都市と全く同様な、あるいは要すればそれ以上のものであること、この十条關係の特別助成の制度を産炭地振興法の中でも設けたわけでございます。確かに制度について、実態面から照らしてそういう問題はありますけれども

も、しかし私どもかねてから細谷先生にはそういう点についての御指摘を受けてまいっております。これらに對しましては、私どもも先生のおつしやることもごもつともだという趣旨から、このの制度につきまして、さらに産炭地の実情に適するような補正措置、補強措置、こういうことも及ばずながらやつてまいったわけでございまして、なすべは指定されております事業等につきましても、これは特に細谷先生の御主張によつて実現されたものでございますが、最近におきましても体育館、運動場、プール、都市公園というようなものの追加もその後いたしたわけでございます。それからなお例の新産都市よりも、何といますか例の百分の十の、これも非常な議論のあつた中で、産炭地につきましては特に百分の六というよりなことも、産炭地の実情に照らしまして是正してまいったわけでございます。なおこれでは不十分だという御意見もございます。私ども今後さらに実情に照らしまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○細谷委員　これをどうすべきかということ、あとでまたいま検討中の実施計画の関連において御質問し、私の意見を申し上げたいわけでありま

いまお話のありました件については、とにかく超過負担を二十一億も使わして、その年にもらった利子補給と名のつく金額は二千五百五十三万、これではほこりしめしにもならないんだというところをまず指摘しておきたいと思うのであります。次に市町村の問題であります、いま御説明がありましたところによりますと、四十年の実績というのは九十五市町村、うち六条指定は六十七市町村、四十一年度の見込みはどうかといえますと、一つふえて九十六市町村が補助率引き上げの対象になるだろう。そのうちの六条地域というのは六十五市町村だといふのであります。それで補助率の引き上げによって幾ら補助金が増えるのか、その引き上げ率に相当するものとして市町村にいくらかかるといいますと、四十年度は五億四千七百

万円、そのうち六条指定地域が一億八千六百万円、四十一年度が、引き上げに基づく金額が六億八千八百万円、うち六条指定が二億二千四百万円でありました。言ってみますならば、百九十四あります十条指定の市町村のうち、大体半分弱、四九程度が対象になっておるにすぎないのであります。しかもいま申し上げましたように、その引き上げに基づく金額、補助額というのはどうなっておるかという、六条指定は金額に対して三分の一、三四％を占めているにすぎないのであります。これは四十年度であります。四十一年度になりますと、あれだけ委員会でもめたのですのに、上がったのならともかく、下がっておる。三二・五％に下がっておる。三四％が三二％に下がっておるのですよ。おっしゃる通りに、確かに対象範囲を広げたことは事実。たとえば昨年委員会が体育館とか運動場とかプールとか都行公園とか、いろいろものがふえたのであります。しかし実績は三四％だったのが三二だ。これが四割くらいになっておるなら話は別ですよ。本来産炭地域振興法の六条指定というのとは二条指定よりもっともつと深刻な実情にありますから、この振興法では、十一條におきまして、百分の十というのを百分の六にしたいきさつがあるわけですね。してもなおかつこういう実態なんですよ。これも私が先ほど言った府県に対する起債の利子補給と同様に、この補助率の引き上げというの、これは産炭地の市町村から見ますと、対象になる市町村は半分以上だ。一番深刻な六条指定が、これは金額全体としても大したもののじゃないです。その大したものでない金額のうちの六条指定というのはたつた三分の一弱しか占めておらぬということになります。これも千天に慈雨なんというそんなものじゃなくて、ほこりしめしに足るか足らぬかという批評をしても差しつかえないと思うのであります。その程度の評価しかできない。私自体は、評価するということは少し甘いかもしれぬと思うのであります。こういう実態なんですよ。法律ができて一年後にチェックした、それに基づいてもう一応

やってみようという形で手直しをして今日一年過ぎた、その結果がこういふことです。これでは、また後は議論するのでありますけれども、新実施計画をつくったって話にならぬと私は思うのであります。ひとつ、大臣来ておりませんから、率直な意見を聞かしていただきたい。これは自治省も来ておりますから、自治省、これで産炭地の——財政白書で示されているとおりです。自主財源は一割強しかないのであるから、こんなことで産炭地実施計画というのをやるのかどうか、第一次は失敗したのでありますから、これからできるものをどう成功させるかというところは重要な課題であります。現状においてはこういふ制度がいいのか悪いのか、ずばりひとつ言っていたきたい。

○井上(亮)政府委員 御指摘がありました点につきましては、細谷先生から実は二、三年前から絶えず指摘されてまいりましたのでございまして、先ほども触れましたように、政府といたしましても、御趣意を体しましてとにかく改善の努力をしてまいりましたことは事実でございます。なお疲弊している産炭地の実情から見ますと、なかなかこの制度の適用が、特に疲弊している産炭地市町村に必ずしも十分にかないというふうな面があることは御指摘のとおりでございます。ただ予算額そのものといましては、先生はじめ皆さん方の御努力によりまして、いろいろ適用範囲を拡大しあるいは適用すべきためにいろいろな基準を引き下げたり、百分の十を百分の六に引き下げたりというふうなことのために金額的にはふえてまいりました。割合としては先生おっしゃったような点が残っておりますけれども、金額的にはふえてきたというところは事実でございます。ただ御指摘がありましたとおり、なおこれで十分でないというところは実態面からして言えるかと思ひます。

しかし、これは私決しておこたを返すわけではありませんが、この産炭地振興法の十条関係の特別措置につきましては、先生には釈迦に説法になりますが、やはり新産都市の助成策がござい

ましたときに、産炭地域についても、少なくともこれに劣らない同等の制度を導入すべきだということでも導入したわけでございます。そうなりますと、この趣旨をいたしましては、どうしてもこの新産都市の考え方でやっていたために、事業量が多ければその多いところは補助を受ける、事業量の少ないところは遺憾ながらこの適用の額が少くないというふうなこの体系からしますと、なるわけでございます。そうなりますと、今度は産炭地のように、特に六条地域のような場合に疲弊が特に著しい。だから興すべき事業も十分でないというところは、どうしても、この補助を百分の十から百分の六に落としましたけれども、それにしてもなおまだ足りないというふうな実情でございます。これは制度からきている問題かと思ひます。

しかしこれは決しておこたを返す意味ではないのでありますけれども、やはりこれをやったことによつて前進したというところは事実でございます。今後の課題といたしましては、さらに実情に合うようこの法をどう運用していくかという点が問題ではないかというふうに考えております。

○鎌田説明員 産炭地域の市町村、府県の財政問題でございますが、現在の制度で十分かということになりますと、はつきり申し上げてそれは十分だと言わざるを得ないと思ひます。ただ問題は、やはり当面どうするかという問題と、それから将来の長期的な問題と分けて財政問題を考えていかざるを得ないのではないかと。当面の問題といたしましては、かりに税制をどういじくりましても、経済力自身が地盤沈下しておるわけでございますので、適切な税というものは与えられないというふうに思ひます。したがしまして、私どもの持つております手段といたしましては、交付税と地方債ということになりましたが、交付税の配分というもので、たとえば昨年の人口急減補正を行ないました。これは特に産炭地域を意識して行なつたわけでございますが、そういう交付税のワクの中で操作できるもの、それから起債、これは借金でござい

ますけれども、当面の問題といたしましては、やはり起債というものを、両方から合わせてやらざるを得ないだろうと思ひます。ただ、それにいまの補助率のかさ上げでございます。とか、あるいは利子補給という問題があるわけでございます。ところが、これはただいま通産省のほうからお話がございましたが、基礎になる事業自身が張りつかないわけ、これはかさ上げ、利子補給のしやうがないわけでございます。そういう意味で事業を張りつかせる。事業を張りつかせるための地元負担というものは、やはりたたいま申しました普通交付税なりあるいは地方債というもので補つてやらざるを得ないだろう。将来的な問題といたしましては、やはりそこから税源も入る。こういふような基盤を整備していくということになるのだからと思ひます。御指摘のとおり、そういう面でも税制なりあるいは交付税制というものをどういふふうにあつたためて考えるか、こういうことになるだろうと思ひます。ただ当面の問題といたしまして、産炭地域の振興基本計画でございますが、これも近く策定される運びのように聞いております。その際には、やはりあらためてこれに伴う地方負担というものをもう一べんじっくりと算定をいたしまして、それに見合う財源措置というものは少なくとも十全の措置をとっていくべきであらう、こういうふうに考えておる次第でございます。

○細谷委員 いろいろ効能書きは並べ立てたんですけれども、売炭会社の効能書きみたいなものです。十条でやっています、十条でやっていますと語りけれども、たつた一％じゃないですか。二十二億もいわれる超過負担しているのに二千五百万円程度しかかからないのですから、たつた一％でしやう。あなたが交付税で見たと言っているけれども、人口急減補正、それが産炭地を目的にしてやつたんだ。——昨年は衆議院の石炭対策特別委員会が筑豊のどまん中の飯塚に行った。あの周辺の市町村が人口急減補正をやつてどのくらい助かつたかという、飯塚市の場合は三二％です。

よ。行つてみますと、昭和三十五年の国政調査、昭和四十年年度の国政調査、人口が急減しておるのでございます。その急減したことによつて三十五年と同じ人口であつた場合にはこれだけの基準財政需要額になるんだ。ところが四十年年度急減しておりますから、四十年年度の人口をかけますと、これだけ減る。人口によつて基準財政需要が減つたのです。これは当然この地域では一〇〇％の交付税になつておるわけですが、それに対して急減補正をやりました。それは産炭地が目標でありました、こう言つていますけれども、実績は筑豊地帯においては一番激しいあの地域でたつた三分の一なんです。荒尾市にも行つたのです。荒尾市がどのくらいかという、二八％くらいです。

ですから急減補正と名づけても、これは十條よりはちよつといいです、十條はたつた二％なんだから。自治省がやつたのは二八％から三二、三％くらいの間にあるんですから、これはちよつと補正したと言えでしやう。一％じゃ補正したと言えませんよ。これは何もやらないと交わらない。そう言つてゐるわけですよ。

そこで私は申し上げたいのでありますが、そもそも産炭地の実態というのを承知のくせに——少しことは荒いですが。これから発展しようという新産、工場の補助率のかさ上げの方式や利子補給の方式をそのままとつたところに私は通産省の誤りがあると申さなければならぬ。誤りなんです、これは。陥没しているのです。事業をやろうとしてやれないのです。自主財源は一割しかないのですから、やれつこないです。義務的経費はほとんどふえていつているのですから。そういう実態を知りながら——いま大蔵省を呼んでゐるのですけれども、何か知らぬ数式を法律の中に織り込んで、一般の人にはわからないようなかっこうにしておいて、そうしてその数式に満足したような実態を、さつとそれを説かないであらう法律をつくつた通産省の誤りだ。誤りというのはいかぬのだ。認識不足だと申さなければならぬと思ひます。局長答えていただきたい。

○井上元政府委員　不十分だということとは先ほど来申し上げております。特にこの産炭地は先生も先ほど相当詳細にお述べになりましたように、きわめて疲弊している実情でございますので、その疲弊している実情に対する市町村、県等の事業に対する補助といたしまして不十分ということは私ども感じております。しかし間違ひとは思っておりません。と申しますのは、やはりこれをしなすければ——こういう新産都市等の考え方、諸政ければ——こういうものもやはり産炭地にも及ぼす、及ぼしただけでも私はプラスになっていると考えておりますし、産炭地振興対策はこれだけでございませぬ。もちろんこの市町村等の財政援助のほかにやはり鉱害対策等の問題もありますし、あるいは産炭地振興事業を通じての特に疲弊した地域についての国の助成策、これも逐次拡大してまいりましたし、今後とも努力してまいらなければならぬというふうに考えておりますので、総合的に考えたければ、ただ総合的に考えてもなお不十分だというふうにおっしゃると思いますけれども、これらの点についても私どもも反省いたしているわけでありまして。今後とも努力していくつもりでおりますので、産炭地につきましては疲弊しておりますので、いろいろな角度からやはり国が施策を施していくということが必要じゃないかというふうに考えておりますので、現行制度で必ずしも十分でない、御指摘の点があるということは感じておりますが、なお、私どもとしてもこの点はおろんですすが、総合的に産炭地振興について努力してまいりたいというふうに考えております。

○細谷委員　あなたは不十分だ、政策上誤っておらぬ、こういうことを言っている。私は誤っておらぬだろう、それはあなたの良心に訴えて誠心誠意やったのですから、私はそれは誤りだとはもう強く申し上げませんよ。しかし、不十分だということばは取り消してくださいよ。不十分にもいっていないのだから。たった一％やって、自治省が急減補正をやったのは二八％から三二、三三とい

ているのだから、これはまあまあ不十分でいいでしょう。急遽補正をやる。しかも産炭地のためにやつたのだということを広告するのならば、少なくとも六割か七割ぐらいの激変緩和という形でとっているのなら、六割か七割ぐらいの急遽補正が行なわれているのなら、私は自治省の急遽補正も少し——鎌田さん、ここへきて産炭地のためにやつたんだということを認めるにやぶさかでないですよ。しかし三分の一にも満たないで、やつたやつたとあまり広告できない。これは確かに不十分だ、あなたのところは不十分だと言えないのですよ、一％では。そういう点からいって、誤りだったとあやまれない、それは誠心誠意やつたのですから。誤りなんということは私のほうも取り消しますけれども、少なくとも不十分と言える程度のものでなからう、これはお認めいただくかなければならないと思つてあります。先ほど自治省は、これは不十分な方式だ、こうおっしゃつておつたのですから、これは自治省もそうだろうと思うのです。鎌田さん、大臣もおりますけれども、自治省として今日の産炭地の財政実態はよくつかんでおるのでしょから、この法律ではだめだと言つてくれませんか。

○鎌田説明員　これはまあ無理な返事をしいられているような感じでございまして、ちよつとお答えしにくいのでございます。私、先ほど不十分だと申し上げましたのは、前々から私どもの役所で申しておりますのは、新産、工特という場合は、その地域が発展していくという場合、いわばゼロから上へ上がっていくのだ。産炭地域の場合には明治以来の日本の資本主義の、何といえますか中核だったわけでございますが、その繁栄というものが衰退に帰しつつある、ゼロ以下になりつつある。もつと刺激的な表現をもつてしますと、それに伴ひまして地域社会というものも崩壊の危険に瀕しつつある。そういうところで新産、工特並みの方式というものがはたしていいものだろうかという疑問を持つております。そういう角度から申し上げたわけでございますが、先ほど私当

の問題は長期的な問題とあえて分けて申し上げましたのはそういう意味があったわけでございます。

当面の問題といたしましては、しかしいまの与えられた税財政制度の条件の中でやるということになりますと、やはりこの交付税、地方債それから国庫支出金、税は別でございますが、そういうものが地方の歳入の根幹をなしておるわけでございます。現にこの六条関係市町村で四十年、四

十一年度の決算状況を見てみますと、これは北海道から熊本までのトータルでございますが、前年に比べまして歳入が五十九億ふえております。歳出が五十三億ふえておりまして、差し引き六億くらい、の、単年度ではプラスになっておる、こういうのが六条関係の市町村の全体の姿でございますが、五十九億の歳入の中でやはり交付税が十八億でございます。それから国庫支出金が十四億、こういうところが増加の大大どこうという形を見ましても、やはりそういうった面で制度としては当面はやっていかざるを得ないのじゃないだろうか。これではいけないのだということまでは、ちょっと私どもやはり確信を持って言い切れないような気がいたす次第でございます。

○細谷委員 大臣にまいらっしゃったばかりですから、大臣のかわりに局長にお尋ねしたいと思ひます。あなた医者じゃないだらうけれども、結核第三期の人に仁丹飲ませてなおりますか。

○井上(亮)政府委員 ちよつとむずかしいかと思ひます。

○細谷委員　大臣、いまもおっしゃったように、いまの法律に基づいてやっておること自体がちょうど結構三期の人に仁丹飲ませているに等しいのじゃないか。アリナミンぐらいならまああちよつといいでしょうけれども、仁丹を飲ましておるような姿だということをひとつ申し上げておきたいと思ふのです。

そこで鎌田さん、ひょうや何か降りますね。この間も全国的にだいぶ降ったのですが、天災献資法というのが適用されますね。そういうような災

害の場合はすいぶん高率が補填が要るわけであり
ます。その天災融資法などをやった場合の利子と
いうものは一体幾らですか。

ておりません。農業の場合、中小企業の場合、利率が違ふのだらうと思いますが、おそらく低率であらうと思うわけでございますが、いま手元に資料を持っておりませんので、後刻取り調べさせていただきます。

○細谷委員 あなたの専門の地方公営企業法に基づき赤字団体に対する利子補給はどういう範囲でやっていますか。

○**鎌田説明員** 三分五厘をこえてまして、県と市の場合でございますと七分五厘まで、町村の場合でございますと八分までの間をいわゆる赤字数値によりまして差をつけておりますが、アップーリミットはしたがしまして四分五厘あるいは四分ということになります。

○細谷委員　地方公営企業の赤字の場合は、三五厘をこえたものについては七分五厘までは保障されているわけですね。あと七分五厘から八分の間はそこの赤字の状況とか財政力指数とか、こういうもので調整されているわけなのです。法律のたてまえというのは、三分五厘をこえるものを八分まで、四分五厘は利子は完全に補給されているのですよ。地方公営企業にもやっているのですけれども、それと同様にあるいはそれ以上に産炭地域の社会生活、住民生活に深刻な関係を持つておる産炭地振興に、使った金の１％に満たないような利子補給はいかんであつて、私は大体天災融資法などをやりますと、いま議論されておるのは三分のものを無利子にしようという、こういうことが議論されておるのですよ。三分なのですよ。かつて三分五厘であつたそうですが、いま三分なのですよ。ですから私は後ほど振興計画について御質問をいたしますのに、振興計画が不十分ながら今度は実を上げ得るか上げ得ないか、かつてこの辺に問題点があると私は思いますので、たとえば県が産炭地振興のために実施計画に盛り込まれ

た事業をやる限りにおいて起債をいたしたいと
いったときは、私は無利子にしてやらなければ、
とてもとてもこれは肺病の三期の人に仁丹飲ませ
ているようなものだからいけません、こう思っ
ておる。

もう一つは、十一條のような計算方式ではいか
ぬ。新産、工特のようなやり方でやらなければい
かぬ。離島のような高率補助、あるいは北海道に
やっている開発に対する高率補助、こういう形で
やっていただいて、たとえば十分の八なら十分の
八という補助はやってもらい、地元の負担は二割
だ、その二割については無利子か低利で貸す、そ
ういう形でなければとても事業をやれない。
六条地域と比べて十分の十を百分の六に修正をし
たと思つたら、何のことはない事業をやる能力
がないわけだ。肺病三期、寝たきり活動がで
きないのでありますから、当然なことですよ。で
すから肺病三期の人にはやっぱりストレプトマイ
シンをやらなければいけませんから、そのくら
いのことを、いま言ったように、県に対しては
実施計画で認めたものは無利子でやる、市町村に
対してもひとつ高率補助をつけてあげよう、そ
うして地元負担についてはやはり低利のものをや
つてやろう、そうしてその低利のものの利子補給等
については、その三分の二程度をひとつ交付税等
で考えてやろう、こういうことにやらなければ、
とてもとても起き上がれないですよ、私がいま
で申し上げたことではなければ、実施計画をつく
つても、また四十七年になつたら、いまより深
刻になるかもしれない。先ほど申し上げた産炭地
白書に基づいて、これからどうすべきかという議論
がしてあるのですから、それによつてもっと悪く
なることになると思つてあります。この点
についてひとつ、実施計画をつくるにあつたの
大前提としての通産省の心がまえをお伺いしな
ければ、これは絵にかいたもちになると私は思ひま
すので、まず大臣の心がまえといふか、決意のほ
どをお聞きしておきたいと思ひます。

○菅野国務大臣 産炭地の振興計画につきまして
は目下計画でありますので、いま細谷委員のお
話では結核病者で仁丹ぐらしかやらぬというこ
とでありましたが、せめてアリナミンぐらゐは出
すように計画したい、こう考えております。

○細谷委員 まあ、アリナミンぐらゐはというこ
とであります。仁丹よりはアリナミンのほうが
たいへんいいのであります。アリナミンは栄養
剤であつて、直接攻撃をするものではないなら
ぬ。直接攻撃するといふものは何かといつたら、
やはり事業をできるような起債を認めてやる、高
率補助をやつていく。これがやはりストレプトマ
イシンであつて、そしてアリナミンを飲まして精
をつけてやる、こういうことが必要であらうと思
ひます。

堀坂さん参つておりますから——先ほどの第二
次実施計画について、あなたの談話として、各県
がつくつた実施計画の原案は尊重をして、ひとつ
実施計画といふものをまとめ上げたいといふこと
をおっしゃつておたつたわけですね。これは新聞に書
いてある。記事を持ってきたのです。頭をひ
ねつていますけれども、そうおっしゃつてゐるの
ですよ。ところが、できていないわけですね。いま
努力中ではありますが、この実施計画についての、産
炭地域振興事業団としての取り組み方、これをひ
とつ、まずお尋ねしたいと思ひます。

○多賀谷委員長 この際、参考人の出頭要求に関
する件についておはかりいたします。

すなわち、ただいま本委員会において審査中の
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律
案について、本日、参考人として産炭地域振興事
業団理事堀坂政太郎君の出席を求め、意見を聴取
いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○多賀谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、
堀坂政太郎君を参考人とするに決しました。

○多賀谷委員長 石炭鉱業合理化臨時措置法の一
部を改正する法律案に対する質疑を続行いたしま
す。堀坂参考人。

○堀坂参考人 いまの私の談話というのは、いつ
のことかよく存じませんが、御承知のように、産
炭地域振興実施計画は、通産省がおつくりになる
ものでございまして、私も関係しております。した
が、いま、政府がおつくりになりました実施計
画の中で、私も当然担当してやらしていただ
くべき事業につきましては、誠心誠意やるという
のが任務であると思つてございします。おそら
く、いまの御指摘のその記事は、御承知のよう
に、筑豊が、いままで幾らかの企業は来たけれど
も、先ほど先生がおっしゃいますように、ほんと
うに体質が改善するようになつていない。
片一方に、相当の工業生産高はあがるようには
なつていないけれども、生活保護者や失業者がまだ
非常にたくさんいる。財政力も、税収が十分伸び
ないので、非常に弱いという現状でございします。
もつと筑豊というよりな——これは、一つの例と
して申し上げるのではありませんが、そういう産炭地
に、ほんとうに企業が魅力を持つて来得るよう
な、そういう環境をつくるということがまず先決
問題であると思つておるのでございします。

そういう筑豊への企業誘致をするための体質改善
をいかにやるべきかといふことについて、政府の
諮問といひますか、委託を受けまして、私も調
査をいたしました筑豊の総合的な地域改善計画と
いふものを報告として出したのでございします。そ
れについて、これは今後どういふふうになされる
かという新聞記者からの質問に対して、われわれ
は、こういった自分らの調査について、政府の実
施計画の中に十分取り込んでいただくように努力
するつもりである、そういうことが取り込まれる
ならば、団地造成、あるいはその他企業誘致等に
ついては最善の努力をする、というふうに話した
ことがあるように思つてございします。そういう
趣旨であると御理解いただきたたいと存じます。

○細谷委員 三月三十日の新聞で、「筑豊に
ニュータウン」ということが見出して、「産炭地
振興事業団の構想」という記事があり、その記事
の中に、堀坂理事は、「福岡県の構想も加味しつ
つ、事業団の最終構想を早急に作成したい」と
語つてゐるわけですよ。いま、あなたがまだ見え
ないときに、石炭局長から、大体六月一ぱいに閣
議決定する予定だつたけれども、おつてゐるの
で、七月一ぱいには第二次実施計画ができる、こ
ういふお話でありますから、その実施計画は事業
団が一つの柱になつてゐることは間違いないわけ
ですね。柱になつてゐることは間違いないわけ
ですよ。そういうことではありますから、加味しつ
つ事業団としての最終構想をまとめたいといふこと
だと思つてゐるが、そういうふうに進んでいら
っしゃるのですか。

○堀坂参考人 先ほど申し上げましたように、
これは事業団の構想といふふうになつておると
思ひますが、これは、事業団としてはこういう
ふうにあることが望ましいという意味で書いた構
想でございまして、その場合におきましては、福
岡県の事務当局が検討された事項といふものも十分
に取り入れて、その構想として政府のほうに提出
をしたいといふこととございまして、そのよう
な委託調査に対しましてところの構想の報告は、す
でに政府のほうに出してゐるのでございします。

○細谷委員 まあ、最終的にはこれは通産大臣が
きめることになるわけでありまして。そこで、私
は、九州地区に限つてたいへん恐縮なものでありま
すけれども、たまたま私の持つてゐる資料が、九
州地区の産炭地域振興の実施計画の検討について
のものでありますから申し上げたいのであります
が、福岡通産局がまとめられたとお聞きしてあり
ます原案、通産局もいろいろ文句といふか、指摘
をいたしまして、つけたのであります。こうい
うことよりであります。筑豊地区は、第二次
実施計画の最終年度であります昭和四十七年度の
工業出荷額といふのは千五百九十億円である、昭
和三十九年度に対して三・七五倍、大牟田地区は

千五百十億円だ、三・〇一倍、有明地区は、これは熊本県であります、七百十四億で、九・六五倍、佐賀地区は四百七十二億円であります、七・一五倍、北松地区は九十億円で、七・五倍、佐世保地区は四百四十四億円で、一・五倍、天草地区は六十一億円で、二・三五倍というところが、大體通産局が最終的にまとめて、いま議論されている内容であらうかと思つております。

そこで、その工業出荷額の内容といたしまして、いわゆる重点産業といひますか、中核産業といひますか、そういうものといたしまして、筑豊地区には、自動車工業、電子工業、有明地区には、石炭化学と電力多消費型のアルミニウム工業といふのを導入しよう、伊万里地区には石油の基地と石油コンビナートを形成しよう、北松地区には石油の基地化をはかろう、こういうのが柱になつておるようであります。

私のお尋ねいたしたい点は、こういうふうな大體通産局がまとめた原案に対して、一つは前回の実施計画といふのは、これは中央官庁の人々も大體のペーパープランじゃないか、どこへ行つても石油コンビナートだ、どこで産炭地の計画を見ても石油コンビナートだ、やれ酪農工業だ、大體同じような計画内容だといふわけですよ。私がそういうような第一次の実施計画の反省の上に立つて、失敗といふことを言う局長がまた少し目じりを上げるから、失敗といふことは使われないけれども、こういうような中核産業といふのが、一体この計画の中で実現の見通しがあるのかないのか、これが一つであります。

第二に、わずか五年で工業出荷額が七倍も八倍もなるといふことは、どうもこれはペーパープランくさいのじゃないかといふふうに私は思つてあります。そんな簡単に七倍も八倍も工業出荷額がいくばくはないのですよ。ですから、これを見ただけでも、私は少し計画自体に問題があるのではないか、こういう気がいたすのであります。そういう点について、私が申し上げた、こういう計画内容について、通産省としては大體こういうよう

うなものなのかどうか、あるいはいま言ったような諸点について、一任責任が持てるのかどうか、この辺のことをお伺ひしておきたいのであります。

○井上(亮)政府委員 ただいま先生から御指摘のありました産炭地域振興実施計画の内容の問題でございますが、御指摘がありましたように、筑豊地域につきましては自動車工業、これが中核企業として一番中堅的なものになると思つて、これを誘致したいとか、あるいは伊万里地区あるいは長崎地区に、例の石油基地を考へたい、あるいは特に大牟田周辺、ここには三池の炭を利用いたしますコンビナート方式を考へてみたいといふような構想が、ただいま産炭地振興審議会の中で議論されておりますことは事実でございます。まだ最終的に審議会としての意見も取りまとめられておりませんので、いまここで私確言はできませんけれども、審議会の中で議論が盛つたときには、御承知のように審議会には関係各省も入つて討論していただいておりますので、さらに大臣にも御報告申し上げ、閣議にも御報告申し上げるというふうな手順を踏んでまいりたいと思つておりますので、また限りの努力をして実現をはかつていく決意であります。

それからなお七倍ぐらいに工業出荷額になるかといふお尋ねでございますが、県から出されました資料によりますと、二・二倍程度になる、こういうような数字が出ております。もしこの数字だといふならば、私はなお先ほど言いましたように、いろいろな諸問題、むずかしい問題はありましようけれども、そう飛躍的なものではなくて、達成可能な数字ではないかといふように考へております。

○細谷委員 せんだつて来この石炭の特別委員会におきまして、通産省が考へております四十二年度の予算の中に盛り込まれた工場貸与制度とか、こういうものをもつともつとやはり拡充しなきゃならぬのじゃないか、こういうようなお話がござ

いました。しよせん私は、今日の段階において、いわゆる経済ベースでいくといふことはないと思ふのですよ、よほどのでこ入れがない限りは。そうしてやつぱりそういうところへ企業誘致をすることといふことで、みずから工場立地としての条件をつくり上げていくこと以外に私はないと思ふのです。そういう点におきまして、中核産業なり、あるいはこの工場貸与制度等というのは、先ほど来議論しましたように、県や市町村では手に負へるものではありませんから、何と言つてもその土合といふのは、この実施計画に基づいて県や市町村に対して財政的にもいろいろな点において国が指導し、てこ入れすると同時に、振興事業団といふのも一つの柱になつて、そうしてやはり大きな土台といふのは国といふ通産省が主体となつてやつていく以外にないと思ふのであります。九十年もある、あるいは百九十四もある市町村全部なんといふことはできないと思ふ。それ

でこの基本構想の中にもあらわれておりますように、やはり拠点主義といふ形がとられております。たとえば飯塚と田川と直方と結ぶ三角点、そういうものを拠点にいたしまして、どこかにひとつと中核産業を置き、その周辺に中小企業を誘導するといふ形——あつちにも中小企業団地、こつちにも中小企業団地、しかも金がないのに、若干でも、無理しておれの市でやるのだ、おれの町でやるのだといふ形の分散主義ではなくて、拠点主義といふのが私は必要であらう、そういう拠点が中心になつてだんだんその外へ広げていく、こういうことが必要だろうと思ふ。

筑豊を例にとりまして、この計画の中でも瀬戸内海がどう発展しようとも、筑豊には絶対波及効果が及ばないのだといふことを指摘しております。私はそれだと思ふのです。これは北松にも及ばないのです。そうなりますと、何らかの形で、独自の形で起き上がるだけの土台といふようなものは、やはり拠点をつくることによって育てる。その役割は国の非常に大きな責任においてやる、あるいはこの事業団が積極的に取り組む以外

にない。あつちこつちの市町村でやるという総花的分散主義では私はだめだと思ふのであります。佐賀と長崎県は、そういうことに思ひついたようでありまして、二つが協議会をつくつて、この北松地区なり、あるいは松浦地区等のあれについて取り組む体制ができたところなのであります。私はこれは非常に大切じゃないかと思ふのであります。そういう点で国も県も市町村も相協力して、やはりどうしても国が主体となつて推進していく、そういうまた構想のもとに基本計画をつくる以外に私はないのじゃないかと思ふのであります。でありますから、ひとつ第二次のこの実施計画といふのは、残念ながら第一次計画は失敗ではありますけれども、ひとつ実施計画は基本においてやり遂げるのだ、何が何でもやり遂げるのだ、そういう条件はひとつ固がつくつてやろう、こういう形で文字どおり実施可能な、そうしてまた実施しなければならぬ計画をつくり上げていただきたい、早急にやつていただきたい、早急にひとつすべり出していただきたい、こう私は思つております。

時間が来ましたから、きようは産炭地域における住民の生活と教育の問題について少し質問したかったのでありますけれども、時間がありませんから、委員長、いすれ次の機会にまたお願いすることにいたします。きようは一応終わります。

○井上(亮)政府委員 産炭地振興につきましての態勢の、何と言いますか、非常に現地の実情を踏まえた御意見を承つたわけでございますが、私は御意見の趣旨には全面的に賛成でございますので、先生おっしゃいましたような方向に沿ひまして、しっかりと産炭地振興基本法をつくつてまいりたい、またそれを推進してまいりたいといふふうに考へております。

○菅野国務大臣 産炭地振興についていろいろ御心配になつておられる点はよくわかりました。そういう点については、通産省といたしまして十分考慮して計画を立てることと存じておりますか

ら、ひとつできるだけ皆さまのほうもまた御協力をお願いしたいと思います。

○多賀谷委員長 石川次夫君。

○石川委員 いま細谷委員のほうから産炭地振興の事情に徴しての非常に適切ないろいろの御質問があったわけですが、実は茨城県並びに福島県にまたがりますところの常磐炭田、これはそれぞれの県で将来どうなるのだというところが最大の課題になっておる、焦眉の対策を必要とする大きな事件になっております。これはいまさら申し上げるまでもないのでありますけれども、私はきょうは実は総合エネルギー関係で詳細に質問したかったのでありますが、午後の委員会にどうしても出なければならぬ関係がございまして、結論的に質問していきたくと思っております。したがって、答弁のほうもひとつ簡明直截にお願いしたいと思います。

その前にちょっと一つだけ、この前の委員会で申し上げたことなんですが、私建設のほうの委員会に出たわけですが、昨日本会議で土地収用法が通過したわけでありまして、この前の委員会でもちょっと質問いたしましたけれども、その公共用地の対象として産炭地振興事業団のやっておりますいわゆる土地造成事業というのは対象に入っておりません。今度の土地収用法の改正案というのはいろいろ問題がある。これはごね得をなくする、そのことによって地価の高騰を防ぐというけれども、地価高騰はごね得だけではないので、この法案だけでいいと、単に公権力を強めるだけではないか。したがって対象を広げるということについては賛成はできないと思っております。しかし、この深刻な産炭地振興のための造成事業だけは、法理論とか、あるいはまたいろいろ法制局あたりでもこれは公共用地であるかどうかということについての問題が多いと思っております。私たちの党の立場としても、この範囲を広げるということについていいか悪いかということは検討を要する問題であるけれども、しかし産炭地振興という焦眉の急務というものを打開する一つの方法として、公権力を

を強めるというのではなくて、千二百万円までは免税になるわけですから、地主としても非常に協力しやすい態勢になるという意義を強く認めることによつて、この産炭地振興事業団の造成事業というものは、公共用地の土地収用の対象にするというところは一考を要する問題ではないかと思っております。したがって、遺産大臣はその点について推進をはかるべき責任があるのではないかと、こう思うのですが、それをひとつ御答弁願いたいと思っております。

○菅野国務大臣 土地収用法の内容について、私あまり詳しいことは存じませんが、いまお話を件については十分ひとつ私のほうも研究してみたいと思っております。

○石川委員 次に総合エネルギーの問題ですが、これは申し上げると相当時間もかかる問題でありますけれども、御承知のようにエネルギーの需要というのはほとんど飛躍的に伸びておるわけですから。しかも日本では残念ながらエネルギーの資源というものが乏しいというところは言うまでもないわけでありまして。石油は中東に六三〇億依存をしております。今度の中東問題で、これの紛争が長引けば一体入手がどうなるのか、絶対量が確保できるかどうかという問題と、石油が相当高騰するのでないかという問題がすぐに日本にはね返ってくる。しかも中東は今後も政情不安が非常に予想されるわけでありまして、どうしても石油開発事業団というものを通じて、日本自体が海外で探鉱をやらなければならぬというような必要性が出てくるわけでありまして。しかしこれは言うべくして非常にむずかしい問題であらうと思っております。

そういう中で総合エネルギーの大体の見通しを言いますと、昭和四十年で石油に五八%依存したものが、五十年以降は七三、七五%というふうにならざるに依存をする。これは一次エネルギーの場合でありますけれども、石炭のほうは昭和四十年の二七%が昭和五十年が一六%、昭和六十年が一〇%、こういうことには大体推測をされておるようでありまして。それから原子力がそこにだんだんと

頭をもたげて割って入りまして、昭和五十年では二%、現在ではゼロですけれども、昭和六十年では一〇%までこれを伸ばしていくという構想を立てております。もちろん長期構想でありますから、なかなか予定どおりにいきにくいというところはわかっておりますけれども、そういうような見通しを現時点では立てておる。それから石炭の場合ですが、将来のエネルギーの需要から言いますと、石炭は現在七%のものが五十年以降は一%足らずというふうな状態にまで落ち込んでくるわけでありまして。もちろんこれは電力のほうに回るものがあるわけですが、それで、一般炭というものが毎年減少をして、いわゆる流体革命というところによつて、昭和六十年は四百六十万トンで、大

体昭和四十年の実績の四分の一程度に一般炭の需要といふものが落ちてしまふであろうという、非常に悲観的な見通しを立てておるというのが実態であります。

ところで、その中で中東に依存しなければならぬ石油の問題は、これは非常に不安定なものであるといふことは言をまたないわけでありまして。けれども、原子力の場合、昭和六十年、いまから二十年たつたら一〇%一次エネルギーとして供給ができるんだというふうな見通しになっておりますが、エネルギー政策課長さんは、この点について何らの不安もお感じになっておられないのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○田中説明員 ただいまお話のありました点につきまして、具体的な展望と申しますか、エネルギーの長期的な見通しを踏まえて対策を検討する必要があります。こういうことで各種エネルギー資源につきましても、調査会で検討を続けております。これを具体的に実現してまいります施策といいたしまして、調査会では主要な施策につきましてもいろいろ提言をされておりますけれども、なおこまかい具体的な施策につきましても審議を残しておる、こういうことが答申にも書いてあります。この点につきましても、確かに不安がないかという点につきましても、なお私どももいたしましては検

討しなければならぬ点が少々残っておりますので、引き続き調査会で御検討をお願いする、こういう形で現在考えておる次第でございます。

○石川委員 石油の問題は常識化されておりますからここではあえて申し上げません。したがって、石油が非常に不安定であればやはり石炭といふものを見直さなければならぬという問題が当然出てくるを得ないと思っております。ところが、石油といふものも安定を失ひ、原子力が安定をすれば、石炭といふものはこれだけでいいんだというふうな結果が出ておるわけでありまして、けれども、実は原子力の問題は、アメリカと三十年の長期契約をやって、濃縮ウランでこれだけ潤沢に供給されるんだという前提で、原子力というものは昭和六十年の時点で二千四百四十億キロワット時、大体四千万キロワットの容量のものを日本で据えつける、こういうことになっております。

これは私は有澤さんともいろいろ話をしておるのですが、実は重大な誤りをおかしておるというところを言わざるを得ないと思っております。ということはどういうことかと言いますと、これはほとんどアメリカの軽水炉を導入するということがなつておるわけでありまして。ところがこの軽水炉というのは、四千万キロワット導入するというところにいけば、日本におけるところの原子力の技術者を全部それに注入をしなければこれだけのものを持つてこれられない。したがって日本の自主開発という道は全然閉ざされてしまふという危険をおかざるを得ないという状態になるわけでありまして。ところが濃縮ウランというのは御承知のように現在のところはアメリカから全面的に購入せざるを得ないというときに、全面的に軽水炉に依存する、しかも日本の技術陣のほとんど全力をそれに注ぐということを経験がために、今度は動力炉開発事業団といふものを新たに作り上げる予定はされておるわけですが、実はそのことに

よつて日本の自主開発という道が全然閉ざされてしまふのではないかと、こういう危険性が出てまい

ておるわけでありませう。われわれとしては全面的にどんだん外国の導入というものを待つてくればいいのだというふうなことでいい、はたして日本のエネルギー源というのはアメリカに全部死命を制されるという点の問題ではないか、こういう点が一つ大きく問題になると思うのであります。

あと一つは、世界のウランの需給関係というものを見落としていないか。私は専門家にいろいろ調べさせた資料を持っております。これはここで申し上げますと時間がかかりますから申し上げませんけれども、ざつとばらんに結論を申し上げますと、アメリカのこれからのウランの需要の趨勢というものを考えてみますと、大体一九七五年で満ちます。アメリカはそれでもう自給自足が手一ぱいです。もうほかの国に濃縮ウランを提供するような余裕はとうていないであらう、こういうことがはつきり数字の上で出ております。したがって、日本でもしこの濃縮ウランをアメリカから入手しようとするれば、どうしても天然ウランを供給しなければならぬというふうなところに追い込まれるわけでありませう。そうすると、天然ウランはこれからの問題でありまして、もしこれから海外で探鉱し、それからそれを製錬をし、そして濃縮ウランまで持つていくというふうなことになると思います。そうなりますと、アメリカはいまのところは商売ですからどんとつくってあげようというふうなことを言っておりますけれども、アメリカ自身がもう一九七五年以降は濃縮ウランを輸出するという余力があるとはとうてい思えません。そうなりますと、その原料面が全部アメリカに依存せざるを得ないということにかたて加えて、この濃縮ウランの供給源というものは、日本が簡単に考えているような甘いものではないというふうなことで、将来二〇三〇年から二〇五〇年ころになりますと、高速増殖炉というものが完成することが予定されておりました、そうなりますと、燃料サイクルというの

は自動的に回転をしますから、燃料の補給が要らないという革命的な発電炉というものが完成するのではないかと、いふに思われておりますけれども、これは二〇三〇年から二〇五〇年です。遠い将来の話であります。そうなりますと、現在の技術をもつてするところの原子力に基づくところの動力炉、これを四千万キロワット日本に導入するというのは、日本の自主開発というものをくらせるということと同時に、実際にそういうふうな濃縮ウランというものは導入され得るかどうかが、導入され得るといたしまして、これは全部アメリカに首の根つこを押えられる、こういうことにならざるを得ない。日本の自主開発で実際に動力炉が、新型転換炉あるいは高速増殖炉ができるのは、昭和六十年あたりではとうていこれは見込みはありません。ちよつと不可能だと思ひます。そうなりますと、どうしてもこの原子力に一〇〇%依存をする、四千万キロワット依存をするというふうな計画というものは、根本的に考え直さなければならぬじゃないか、こういうことが予想されるわけでありませう。しかもエネルギーの需要というものはどんだんどんどん増大をしまゐるわけでありませうから、そこで石炭というものは、一般炭は年々減少をして、昭和六十年になつたら昭和四十年の実績の四分の一程度に落ちてしまふのだというところを見通した計画を立てて、ただそれだけ維持できればいいのだというふうな消極的な石炭の見方ではないのかどうかということが大きく問題になるのではないかと思ひます。

したがって、これは遠い将来にわたつての石炭の見通しというものは、現在の総合エネルギー計画の中ではどう考えても原子力あるいは石油に非常な不安があるということになれば、国内のただ一つの資源としての石炭というものを直視して、これにもつと力強い位置づけをしてやらなければいかぬ。いまのうちに五千万トンをやつて、一般炭はどんだん減つて、昭和六十年は昭和四十年の一般炭の四分の一くらいになつてしまふのだ、やむを得ないのだというふうなことで済ましてはたしていいのかどうかという大きな問題が提起されざるを得ないと思ひます。この点についてひとつ通産大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○菅野国務大臣 総合エネルギーの問題に石油の問題、原子力の問題、これが将来重要性を帯びてくるということはお説のとおりであります。そこで、それに引きかえて石炭の問題であります。石炭は安全保障あるいは外貨の關係あるいは石炭産業を維持するといふような立場から、五千万トンは確保するといふ方針を立てておるのであります。これはどうして五千万トンは確保したい、こう考えておられます。したがって、問題は、原料炭のほうは、鉄鋼が盛んであればまた原料炭の消費は十分ですが、一般炭のほうは、これはだんだんと消費が減つてくることは事実であります。でありますからして、この一般炭をやほうと考へるに考へなければいかぬ。それについて考へたのが御承知の政策需要であります。電力会社なりあるいは電源開発に石炭によつて火力発電をするといふ方針を立てて、それでもちろん経済的には損しますから、国家がそれを補償してやるという政策をとつておるのであります。でありますからして、この政策需要を確保して、どうしても五千万トンは確保するといふことで、この政策需要を将来ともやはりこれを増大して、そして五千万トンは確保していくという考へ方ではないか、こう考へておる次第であります。

しかし、お説のとおり石油という問題がだんだんとエネルギー資源においては重要視されてきます。中東の問題についてはいろいろ御心配になつておる点がありますが、今度は石油開発公団を設けまして供給源を各方面から求めるといふことで、政府はこれについては必要な資金は出すといふ方針で今後はいきたい、こう考へておられます。したがって、石油については今後の日本の努力によることはあろうであります。十分に必要な石油は確保したい、またその石油を確保することが日本の産業の発展上絶対条件でありますからして、その石油の確保についての必要な資金というものも確保したいといふことで、そういう方針で今後いきたいと考へております。

それから、原子力の問題についてもいろいろお話をありますが、今度また科学技術庁のほうで動力炉の事業団を設けたのも、結局自主的に原子力の発電をやりたいという政府の方針でありまして、政府もできるだけの援助をするのであります。これは今後の技術の発展によつてどうなるかわかりませんが、結局これは高速の増殖炉にまたなければならぬといふことになると思ひます。であります、その点についてはできるだけ技術の開発をやつて、そして増殖炉を一日も早く活用できるようにしていくことによつて、私は今後原子力の発電を確保したいといふように考へておる次第であります。結局将来は原子力、石油、石炭、これらの三つが総合エネルギーの資源でございまして、石炭だけは五千万トンは是非確保するといふ国の方針で今後いくつもりでありますからして、ひとつさように御了承をお願いしたいと思ひます。

○石川委員 核燃料の供給源のことですが、これは場所が違ひますからあまり申し上げませんが、輸出は、オーストラリアは非常に有望ですが、輸出はいたしません。南アメリカも全然これは輸出はしないといふのが国策でございまして、アメリカは、いま申し上げたように、一九七五年以降になりますと輸出をする供給能力というものは失われる。ということになりますと、カナダと南アメリカだけがわれわれとして考へ得る開拓すべき土地だといふことになるわけでありませう。そしてカナダとそれから南アメリカも、現在軍需生産といふものはだいぶ減つておるものから、ウランに対する需要が減つておるものから、ウラン生産力が減つておられます。いまはウランとして二万トンくらいあります。この生産の減つていく、いまやめておるところを再開をさせる、それから新たに開発をするといふことを予定いたしました、大体一九七五年、昭和五十年ころになりますとどうやら三万五千トンくらいまでいくかど

うかというふうな見通しであります。ところが、現実にはこの世界のエネルギーの需要というものは急上昇をいたしますから、とうてい需給のバランスがとれない。高速増殖炉が完成した暁についてはちょっと事情は違いますが、これは先ほど申し上げましたように、二十一世紀に入ってから中ごろにならなければならぬ状態は想像できないということになりますから、そうなることを核燃料の導入ということはそう手放し樂觀はできないというのが実情であります。私の質問にちよつと通産大臣は適切にお答えになっておらないように思うのでありますけれども、この日本の自主開発の道が、軽水炉を四千万キロワット入れるということになつて、相当阻害をされてしまふというおそれがあるわけでありまして。この点はこの点でまた別な問題としてとらえなければならぬ問題ではありますけれども、民間のいわゆるユーザー、電力会社は、日本の自主開発なんかやっていたのではまどろっこしくしてしようがないから、何といつても軽水炉を持つてくれればいいじゃないかという意向が非常に強いのであります。自主開発よりもそのほうが強いのであります。ところが御承知のように原子力というのは、原子力船舶の問題にも出ますように、日本が有力な世界における競争相手だということを予定をいたしまして、優秀な技術は日本になかなか提供しないという問題もそこにかからんでくるということも一つありますけれども、とにかく原子力は手放しで、このような総合エネルギーの長期計画に見られるような状態で日本にもたらされるかどうかということについては大きな疑問があります。

私が申し上げたいのは、石炭だけが唯一のエネルギー源である。したがって五千万トンは何とか維持したいということではなくて、五千万トンではたしてその位置づけが正しいかどうかということとを一回見直さなくてはいいんじゃないか。石油というものは非常に不安定で、相当努力はされるようでありまして、何しろ昭和六十年になりますと四億七千万キロワットという

ような膨大な数字になるわけでありまして。そう簡単にこの導入ができるかどうかという点については問題が残りますけれども、これは一応おくいたしまして、この石炭が一〇〇程度、原子力に一〇〇依存をするという一次エネルギーの供給というものについて、石炭の一〇〇というものを直直していかなければならぬような状態にならざるを得ないのではないか。これは総合エネルギーではない。専門家が集まりまして、これだけのものを粒々辛苦の末つくられたもので、いま私が申し上げて簡単に直るとは考えておりませんけれども、どう考えても、原子力に関する限りの見通しというものは私は間違つておると思うのであります。そういう点で通産大臣はあと一回この石炭の位置づけというものを直直す、考え直すということとで、ひとつ腹をきめて対処してもらいたい、こう思うのであります。その点の見解を伺いたいのです。

○菅野国務大臣 問題は、石油の供給が困難であるかどうかということが前提条件だと思つておる。御承知のとおり石炭と石油とを使用する立場からすれば、みな一般使用者は石油を使用するのであります。すべての点において石油が経済的であります。この石油の供給が困難であれば、あるいは石炭が使わなければならぬという場合も起こるかもしれません。いまの見通しでは石油というものはあちこちで油田が開拓されておりますし、いままでなかった北アフリカにおいても油田が開発されました。ソ連などにおいても油田が開発されて、日本へ売りたいということをおいておきます。また中国などでも、かつて日本が中国を支配しておつたときには、中国には石油がないということが満鉄の調査の結果発表になつておるのであります。今日は中国では各地で石油が開発されておりますし、また私が行ったときには、将来日本へ石油を輸出したいということまで向こうの政府当局者が私どもに言つておつたのであります。したがって私には、油田というものはまだ開発すればあると思うのです。日本も今日

石油は出ませんけれども、日本もつと深く掘れば石油が出るんじゃないかということで、通産省のほうではそれだけの予算もつておるのであります。でありますから、石油が獲得できるのであれば石油を獲得するということがいいたいが、しかし安全保障というよりいろいろな立場から、五千万トンだけは石炭は確保しておきたいということ、今後の日本のエネルギー対策を進めていきたい、こう存じておる次第でございます。

○石川委員 これは長い間の懸案で、五千万トンが常識化したようになつておりました。五千万トンという結論が出たと思つておりましたが、日本のたぐひの安定したエネルギー資源としての石炭というものは、五千万トンがもう精一ぱいだ、五千万トンを何とか維持していこうということではなくて、五千万トン、あるいは先ほど申し上げたような、非常に不安定な中東に六三〇も依存しなければならぬ石油、それにまた原子力の見通しというものは、私の見るところではそう安易なものではないといふようなことからして、石炭というものを直直すという態勢で、ひとつ今後エネルギーの総合計画の見通しというものについて対処してもらいたいということを申し上げたい。これ以上は水かけ論になりましようから申し上げませんけれども、ただ一つのエネルギー源だ。しかも世界の情勢の中で日本の原子力の見通しなんか非常に不安定な中で、石炭だけは何としても前向きで確保しなければならぬという意欲をもつて取り組んでもらわないと、何かうしろ向きにこれを何とか維持していくのだというふうな、非常に消極的な姿勢になつていくということが、私は非常に残念だ、こう思うので申し上げたわけでありまして。それからあとと非常にこまかい問題ですが、実はこの委員会がほかとちよつと重複しているものから、私も欠席がちで、質問申し上げることがいままでも申し上げたことを繰り返すような形になるのではないかとおそれておりますが、石炭鉱業審議会が四十年六月にできまして、四十二年七月に答申が出まして、いま申し上げ

たような五千万トンという結論が出て、その生産体制を整備するという条件がついておるわけですね。大ざっぱに言うこと、鉱区の再編と調整をさらに強く進めるといふことが一つ。それから炭層の探索と坑道の掘進を大々的に進める。それから優秀鉱区に新鉱の造成を促進するといふような条件をつけながら、この五千万トンを維持するといふ結論になつておるわけでありまして。

ところで、これは言い古されたことではありますけれども、常磐炭田には、これは北海道でも九州でも同じことであると思ひますけれども、この鉱区の再編と調整をさらに強く進める。これは第一条件のように書かれておるわけで、常磐地区なんかでも、あれをおいて私ははかに起死回生の道はないと常々考へておるわけでありまして。この鉱区の再編と調整というものをさらに進めるといふこの審議会の答申の案に沿つて、実績をいままで示しておつたことがあれば、ひとつ教えてもらいたいということが一つ。

それから、鉱区というものは所有権ではないと思つておるのであります。もちろん鉱区を持つておる人はこの鉱区を手放すということについてはなかなか困難な事情があるといふことは、私は間近によく知つております。知つておりますけれども、鉱区というものは所有権ではないわけでありまして、絶対不可侵ではないと思つておる。これは政府が許可をして認めておるということにすぎないのである。したがって鉱区を譲るといふことになれば、その鉱区に對していままで鉱区税を納めたといふようなことはあるでありまして、相当程度の強い力をもつてこれを譲り渡せといふだけの力が政府にあつてもいいんじゃないかと私は思ふのです。所有権とは違ふのであります。その点を通産大臣はどうお考えになつておるか。

それから、この鉱区の調整ということについて実績がいままでもありましたら、ひとつ教えてもらいたい、こう思うのです。

めに、このようなよい負担がかかるということになる。たいへんなことだと思ふわけですが、たがって坑内水の排水の費用というものを対しては適切な援助といえますか、補助というものをどうしてもやらないければたいへん問題になる、たいへん負担になっている、こう思ふのであります。常磐あたりの実情を見ますと、いわき市の中の湯本、元の常磐市でありますけれども、そこは百二十の炭鉱が隣接して立ち並んでいる。それが現在百四十しか残っておりません。それが百二十のうち十四が休廃山をした山の水を全部しよわなければならぬということになって、排水の費用というものは非常に膨大なものになります。ますます今後ともふくれ上がっていくだろう、こういうような状態になっているわけでありまして、坑内の排水に要するところの費用というものは、やはり適切な援助、適切な補助がどうしても必要であらう、こう思ふのであります。この点についてひとつ石炭局の見解並びに大蔵省あたりとの折衝が行なわれておられるかと思ふのでありますけれども、現状は交渉は進んでおられるかということをひとつお聞きしたいと思います。

○井上(元)政府委員 周辺の炭鉱が閉山いたしましたために、残存しております稼働中の炭鉱の地下水がふえてくる、そのために湧水費が御指摘のありましたように増高してきておる、そのために経営がきわめて圧迫されておるという事柄があるわけでございます。これらについて国が何らかの助成措置を講ずべきだという御議論があるわけでございますが、私どもは、本件につきましても、これは通常の助成策ではなかなかむずかしい点がございます。国の助成の考え方として、率直に言いますと、なかなかむずかしい点がございます。しかし実情は、先生もおっしゃったような実情でございますし、それからなお、私も、政策的に考えまして、先生からも先ほどエネルギー政策で御指摘がありましたように、石炭を長期に安定させていく、それから石炭資源を長期に確保

していくという国の大きな政策目的があるわけでございますので、この周辺炭鉱の地下水の増加とこれによる費用の増加、経営の圧迫ということのために、ばく大な炭量を失う、将来の資源政策あるいはエネルギーの安全供給というふうなことに支障を及ぼすというふうな、そういうった政策目的にこの周辺炭鉱の地下水の増加が相当悪影響を及ぼすというふうな場合に限りまして、補助政策を考えてまいりたいというふうな考えでございます。○石川委員 これは大蔵省との折衝はなかなかむずかしいと思ふのであります。むずかしいとは思いますが、これは自分の責任でやういふふうになつたわけではない。ほかの休廃山の水を自分のところではしよわなければならぬというふうな新しい事情が加わって、しかもなお炭鉱の経営状態というものは非常に苦しい現状に置かれておる。しかも国策としては、先ほど申し上げましたように五千万トンというものを維持する、もつとふやしていくというふうなことを考えますと、何とかこの経営を軌道にのせるというところのために、非常にむずかしい事情はあるかもしれないけれども、何としてもこの助成策を考えたいけれども、炭鉱の円滑な運営というものは不可能だ、こう思ふのであります。いま大蔵省のほうとの折衝はどういうふうになっておりますか、ちよつとお知らせを願ひたい。

○井上(元)政府委員 大蔵省とは、まだ具体的に私話し合ひを進めておりません。先ほどお答えいたしましたのは、これは石炭局長としての考え方でありまして、しかしこれは、私先ほど申しましたように、資源政策というふうな角度から見まして、膨大な資源をこのことのために失うというところは、国としてやはり一大損失でございますし、石炭の持つております安全供給、安全保障というふうな国の政策目的からいたしまして、やはりそういう資源は今後も確保していかなければいかぬわけでございますので、私は、そういう意味合いから国の助成が必要であるというふうに考へておりました、大蔵省にもそういう線でご後折

衝してまいりたいというふうに考えております。○石川委員 これはぜひ委員長にも要望しておきたいのですが、委員会として、この点はおそらく超党的に意見は一致するのではないかと思ふのです。したがって、この委員会全体の決意表明なり一致した意見として、強力にひとつ働きかけてもらいたいというところをお願いしたいと思います。あと二点ばかり、これは非常に簡単な問題でありますけれども、原料炭については、新鉱開発というところを積極的にやるということ、石炭鉱業審議会の生産体制の整備という要望事項に沿つて、ことしも予算化されておるわけでありまして、ところで、話は飛躍するようでありまして、最近ビッグサイエンスの中で海洋何とか開発というところをやらないかぬというところで、日本は非常に立ちおくれております。おそらく海底の所有権というふうなものも今後大きな問題になるであらうというのに、日本はたいへんおくれておりますけれども、その最も最近の問題として、海底における炭層の探査するということをやっていく必要があるのじやなからうか。ところが、これは民間の企業でやろうとしても、海底の炭層の探査ということとはなかなか困難であるというので、どうしてもこれは政府自体がやっていたら、これは一般炭ではありますけれども、何とか新しい優秀な炭層というものを開発していくという意欲を持って取り組んでもらいたいと思つております。これはぜひ来年度あたりの予算からはこれを現実させて、エネルギーの確保ということのために、海底の炭層の探査というものをぜひひとつやってもらいたい、こう思ふのでありますけれども、通産大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○菅野国務大臣 海洋をこれからいままでは宇宙開発ということが世界の注視的でありましたが、これから、海洋開発ということが次の舞台になったと思ひます。したがって、その炭層の問題なども、おのずからその海洋開発の一部門として当然考えられる問題だと考えております。が、政府も、科学技術庁のほうでは昨年海洋開発については予算を取つたはずでありますから、今後日本の技術開発として海洋開発のほうにこれから相当の資金を出すべきである、こう考えておりますから、そのときにはひとつ炭層の問題もあわせて研究したいと思ひます。

○石川委員 海洋開発の問題と炭層の探査とは直接には結びつかないのです。これは一つの例として私は申し上げたわけなんですけれども、海洋を自分のものにしようというふうなことが、世界各國どこでも積極的に働きかけておるので、海洋開発の一環としての炭層探査ということではないのです。これは陸地に就いておるところをどう炭層を見ていくかというところで、これはなかなか民間では調べられない。海洋開発と直接の関係ではない、石炭局自体で海底炭層というものを探査するということをやつていくべきじゃないか、こう思つておるわけなんです。その点について御答弁願ひたいと思ひます。

○井上(元)政府委員 私どもやはり資源確保という観点から、特に陸地続きの海岸線あるいは相当な海洋の部分に及ぶわけでございますが、埋蔵炭量が相当あるとおぼしき地点に対しましては、今後とも埋蔵量調査につきましまして、あるいはその後の採掘の可能性、こういうふうな調査を今後とも努力してまいりたいと思ひます。

○石川委員 最後に、これはたいへん地域的なことで恐縮なんですありますが、常磐炭田は、何とか起死回生の道を講じたいというので、火力発電というところを一面どうしてもやつてもらわなければならぬと思つておりますけれども、あと一つは、これは大臣にぜひ記憶しておいてもらいたいと思ふのは、筑波学園都市というのがこれからつくられることになっております。あそこには御承知のように、石炭火力というものを中心としたセントラル・ヒーティングというものを設けるということ、新たな需要をつくりたいというのが炭田地帯の全体の要望でもあると同時に、茨城県の非常に強い要望でもあるわけでありまして、これは石油を

使うということもあるわけでありすけれども、石油については、御承知のように、公害の問題もあるわけです。したがって、これは何とか常磐炭というものを主体としたところのセントラル・ヒートイングというところを通じて需要の喚起というものをもちたい、こういうことを考えておるわけでありすから、ぜひこれはお含みおき願いたいと思っております。

それから、あと一つ、たいへん小さな具体的問題で恐縮でございますが、いままで山はつぶれておりませんけれども、ほとんど離山をしていっているという山が、中小炭鉱では相当多いわけでありす。それにはほとんど退職手当は払っておらないという実態があるわけす。ところで、今度負債の肩がわりという問題が出ましたときに、そういうところの労働組合といいますが、従業員の連中は、おそらく負債の肩がわりがあれば退職手当のほうもそれをもって補てんされるであらうという期待を持っておるわけでありす。しかしながら、御承知のように、この負債の肩がわりというのは、純然たる金融機関からの残高というものを対象としてしほっておるわけでありす。赤字とかなんとかいうことは別な形でこれは考えることになっていくわけでありす。ところが、このことが、非常に期待をかけておりますものですが、もし残高に焦点をしほって、そういう赤字というものは無関係なんだ、こういうことになりす。この離山の傾向というものは、なおさらいやがさして、もう退職手当ももらわないのだ、これはケリがつかないのだ——これは別な問題になるかと思うのでありますけれども、相当深刻な問題になっておるのであります。現在残っております炭鉱でも、そういう炭鉱がかなりあるわけでありす。そういう点の対策を一体どうしたいのかということについて、これはいきなり回答は引き出せないことはわかっておりますけれども、何か御意見がありましたら、この際伺っておきたいと思ひます。

○井上(元)政府委員 何と申しまして、やはり炭鉱労働者の定着性を確保するということが今日非常に大事なことであると思ふのであります。しかしそれをそうさせるためには、基本的にはやはり石炭鉱業みずから安定した見通しを打ち立てるということが一番大事ではないか。自分の働いている企業の将来性についての安定感ということが一番大事だと思ひますので、やはり基本的には石炭鉱業の安定対策ということが必要であるというふうに考えております。なお具体的には、さらに端的には、引き続いて御審議いただきます予定になっております炭鉱年金制度の創設問題、あるいは福利施設についてのさらに充実をはかつていくというような施策が必要かと思ひますが、やはり何というても根本的には石炭鉱業を安定させていくという基本的な対策が一番大事じゃないか、その上に立っていろいろな労働条件の改善とか年金問題等の解決をはかつていくことが必要だと思ひております。

肩がわりは御指摘がありましたように、ただいま各企業が再建整備計画というのをつくっております。これを石炭鉱業審議会でも審議いたしまして、最終的には通産大臣がその個別企業の再建計画を認定いたしまして、認定を受けた企業がこの元利均等償還の国の助成策の恩恵を受けるということになるわけでありす。そのときに元利均等償還、この助成策は肩がわりといひましても、いわゆる異常債務の肩がわりというよりな意味じゃなくて、元利均等補給金を交付する、もつと平たくいへば元本の一部について補給金を出す、もう一つは利子補給をするという助成策でございますので、先ほどお尋ねになりました社内預金とかあるいは退職金の未払い分とかいうようなものに直ちに元利均等補給金がいくわけではないことは、御指摘のとおりでございます。ただ今日石炭鉱業は金融機関から膨大な負債を借りておりますので、これが今回の元利均等補給計画によりまして相当部分軽減されますので、そのことによりまして企業の金融力がついてまいりますし、あるいは

は手元資金等につきましてもこれに基づきまして若干のゆとりが出てくると思ひます。そういう面からいろいろただいまお尋ねのような労働条件、あるいは社内預金の引き出し等にも応じ得る体制ができていくのではないかとお尋ねに考えております。

○石川委員 それでは、私はまだあることはあるのですが、常磐炭鉱地帯の炭鉱はどこもかしこも、ほつておけばほとんど全滅をするのではないかと、そういうような実態であります。それに伴つて付近の産炭地というものは——生活水準は茨城県は全国的に見てもたいへん低いほうですけれども、その国民所得を調べてみますと、産炭地の地域というものは陥没地帯にはつきり統計上も出ておるわけですね。このままほうっておいたのでは生活安定上もたいへんなことになる、将来もこのまま続いてさらに倒産というものが相次いでいくということになります。抜き差しならない社会的な問題に発展するというところで、県としても福島県、茨城県を通じて最大の課題になっておる。か

てて加えて、安定エネルギーというものを確保するということ観点から石炭をどうしても確保していかなければならないということを考えますと、たいへん困難な問題でありますけれども、いま私が申し上げましたような点について十分な配慮をして、積極的に対処をしてもらいたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○多賀谷委員長 午後は二時から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時二十四分休憩

午後二時九分再開

○多賀谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。三原朝雄君。○三原委員 営繕局長にお伺いをいたしたいわけですが、福岡市に現在中央各省の出先機関があり

まして、その総合庁舎がすでに建設計画が決定し、その準備にかかつておられる時点だと思ひます。多少時期的には時期はずれの感もいたしますが、特にお願いをいたしたいのは、御承知のように石炭政策を強力に国において進めていただいております。特にその中でも需要対策というものを一つの政策として目下積極的にこれに取り組んでおる。この際、お願いしたいのは、福岡県自体が石炭生産県でもある、特に今日まで石炭産業の中心的な立場に立つてまいりました。そこに中央の出先機関の総合庁舎ができました。それで今回準備をされておる総合庁舎の暖房用の炉には、ぜひ石炭を専用願うような暖房炉に設計をお願いしたいということでございます。これは、局長も御承知のように、福岡市における各ビルなど、われわれがいままで積極的にそういう交渉をしながら点もみずから責任を感じておりますが、将来はひとつ総合庁舎をモデル的な建築体制にしてもらいたしまして、今後建設されるビルにはそういうことをお願いしようと思ひます。

○小場政府委員 お答え申し上げます。実は、福岡地方合同庁舎、本年度予算約九億八千六百万、国庫債務を含めてでございますが、そういうふうな予算がついておりました、全体計画といたしましては十五億ほどの建物でございます。入ります官庁が約十六官庁というふうなことで、予算が昨年度からついておりましたので、ことしの二、三から工事にかかっております。すなわち工事にかかります以上、設計は一応終えて進めておったわけでありす。政府関係の建設のボーラーに石炭をつかうということにつきまして、かつて閣議決定があり、あるいは対策審議会の答

申の中にその旨がうたわれ、閣議において尊重するといふような閣議決定がなされたことも承知いたしております。さかのぼりますのですが、札幌に地方合同庁舎、やはり同じような規模かと思ひますが、建てました際には、お打ち合わせの上石炭だきにいたしましたわけでございます。福岡の場合については、率直に申し上げまして、重油でボイラーをたくという設計をしておいたわけでございます。

その理由でございますけれども、実は先ほど先生がおっしゃいましたように、福岡市内に建っておりますビル、これは民間のビルから、あるいは郵便局あるいは駅、こういうようなビルを含めまして、いろいろ調べてみたわけでございますが、天神ビル、これは重油規制がございましたときに建てたビルでございますが、それ以外の建物はみな重油だきでやるといふようなこと、あるいは筑豊地区におきます田川の市庁舎、あるいは飯塚の市庁舎、直方の市会館、こういうような建物のボイラーがやはり重油だきになっておる。こういうような状況を承知いたしておりますが、九州地区におきます石炭問題というものは非常に重要だといふことは十分承知しておりますが、やはり地元におきましては積極的にこういう市街地におきまして建物は、やはり重油だきのほうがいいのだ。これは御説明申し上げました、建設コストは重油だきのほうが若干安い。ランニングコストは非常にかかるわけですが、このほかにメンテナンスのためのボイラーマン、それから灰出し作業、こういうようなものを見込みますと、相当のランニングコストになるというようにございまして、そのため、われわれは地元におきましても重油だきにしておるのじゃないかといふふうに判断いたしております。また特に御注文といひますか、お話しもございませんでしたので、地元の方からも、あるいは本局の方からも特別にお話しもございませんでしたので、設計を重油だきとした次第であります。

事からのお話しもございましたし、その他石炭局長からもお話しもございまして、切りかえてほしいというふうな正式のお申し出があったわけでございます。それで、われわれは十分検討してございしますが、いまだちよつと御説明申し上げましたように、建設コストが若干かかるということで、予算に若干の影響がある。それから建て上りましてあと、メンテナンスというのは国有財産局と非常に関係がございまして。あるいは入居官庁が十六ございまして、その入居の十六官庁のいわゆる管理費と関係もございまして、そこらの方々と、意見調整をしなければいけないというふうなことで、大蔵のほうと意見を調整しながら、重油だきから石炭だきへの転換ということを検討したい、こう思っております。

なお、ここにおきまして先生からいふようなお話がございましたので、前向きでいろいろ検討いたしたいと思つたのですが、重油をたきましても公害という点もあるかと思つたのですが、石炭だきにおきまして公害の問題がやはりあるかと思ひます。駅から約二百メートルくらい離れておりますのですが、今度の博多駅のすぐ側でございまして、建物が入建てというふうな非常に高い建物でございまして。ここから黒い煙をあげるといふことはいかかといふようなことを考えております。石炭局長からは、いや、黒い煙をあげないで白くすることでもできるのだといふようなお話がございしますので、そこらをいろいろ検討したいというふうに思ひます。

以上、状況の御説明を申し上げます。

○三原委員 いろいろ事情もあるようですが、現在におきまします石炭政策については、局長御承知のとおり、なお公害問題等の御懸念があるようですが、これはひとつモデル的な、石炭を専用して、公害は出さないぞというふうに、石炭局長のほうに大いに研究していただいて、そういう点は、特にそういう体制ができれば、かえつていい意味のモデルケースをつくることになると思ひますので、ぜひひとつ前向きな体制で石炭を専用

するといふ方向でお進め願いたいということを強調をいたしまして、質問を終わります。

○多賀谷委員 田畑金光君。

○田畑委員 私、金融の問題について局長と大臣に二、三お尋ねしておきたいと思ひます。

この委員会が六月七日に参考人をお呼びしていろいろお話を承つたわけでありまして。石炭局長もじつと聞いておられたので、よく御存じのことでありますが、石炭協会の会長をやつておられる藤生参考人の話の中にこういうことばがあるわけですが、「石炭生産業者の持つております手持ち貯炭は、昨年三月末の三百四十一万トンが、現在五月末をとりまして六百七十万トンにふえております。このために、先般とりあへず、つなぎ資金対策として返済猶予措置がとられております。目下のところ、そういう関係で最悪の事態はどうか回避されておるわけでございますが、最近になりますと、大手の中でも、資金調達難のために行き詰まりかけておる」と申したほうがいいかも知れませんが、会社も出ておるような状態でございます。それから中小炭鉱を代表して参考意見を述べられた植田参考人の話の中にも「対策の実施が大幅におくれしているため、石炭鉱業は資金的にも非常に苦境に立ち至つており、中小炭鉱の中には対策の実施まで持ちたえられないで脱落閉山のやむなきに至つた炭鉱も出ています現状でございますので」、「早急なる対策実施をお願い申し上げます」とも、それまでの間のつなぎ資金対策並びに越金資金の確保につきましても、特別の配慮をお願いしたい」といふことばがあります。また同じ日の舟橋参考人のことばの中にも「中小炭鉱の金融対策について申し上げますが、早急に実施するようお願いいたしたい。すでに市中金融機関は肩がわり等の問題から非常に窮屈になつておることは御承知のとおりであります。このように金融の問題について、とにかく何らかの措置を講じてくれといふことが強く要望されておるわけでありまして、この点についてその後通産省として、あつせんないあるいは政府関係金融機関との話し合いなり何

らかの措置などがとられておるならば、その内容などについて承つておきたいと思ひます。

○井上(亮)政府委員 ただいまお話がありましたように、大手炭鉱におきましても中小炭鉱におきましても、今日やはり技術的な体制整備が少しおくれまじりましたために、特に金融の問題につきましては各社相当な苦境にございまして。しかし政府といたしましては、そういう情勢に対処いたしまして、実は先生も御承知の金融懇談会というものをご昨年設けまして、この金融懇談会を中心に市中銀行、政府金融機関との打ち合わせを随時いたす体制をつくつておるわけでございますが、今年の四月ごろにこの金融懇談会をやりましたが、上期の金融対策について協議いたしましたわけでございます。法案の關係その他がございまして、抜本策の実施がどうしてもこの七月以降になるというふうな情勢でございまして、とりあへず、この上期の金融対策についてはつなぎ融資体制をお願いしたいといふような話し合いをこの懇談会においていたしました。金融機関におきましても、すでに政府の予算の方針もほぼ固まつたわけでございますので、この線に協力しようといふようなことになりました。実は本来ならば四月から、この再整備法が通りまして再建計画ができたあとに、政府の例の千億の肩がわり措置、これを実施いたすわけでございますが、四月にさかのぼりまして元本だけについては返済という措置を金融機関との間で話をつけていま実施していただいております。これが実情でございます。ただ利子までは、やはり実際の実施ができません。利子たな上げといふようなふうなまいらないといふようなことでございますが、金融機関も相当程度の協力をいたしております。

なお貯炭対策につきましては、電力用炭販売株式会社というのがありますので、ここを一応中心にいたしまして貯炭金融をいたしております。なお中小炭鉱につきましてもこれはこれからもう少しシーズンになるわけでございますが、越金資金の問題が近くあります。これはいつも大体八月中旬

くらいまではおそくとも中小の越金資金対策を講ずることにはいたしております。私も早急にこの中小の金融対策につきましまして、関係の中小企業金融公庫等とも打ち合わせまして、善処してまいりたいと考えております。

○田畑委員 いまの局長の御答弁の中で、特に中小炭鉱の越金資金というお話がございましたが、これは何年間か継続して政府がその時期になればあつてこそは財源の増加であると思ひますが、ことにこれは財源の増加であると思ひますが、非常にいはいお話をうかがうに夏期手当の支給、非常に資金のやりくりが困難だと聞いておるわけですね。したがって念を押しておきたいのは、石炭局としては中小企業金融公庫などの話し合いはこれからなされるのか。またなされるとしたならばいつごろにめどがつくのか。またどの程度の資金を予定されておるのか、この辺明らかにしてもらいたいと思ひます。

○井上(亮)政府委員 御承知のように、ただいま石炭鉱業審議会の経理審査会が中心になりまして再建整備計画の検討を急いでおります。この再建整備計画の検討はだいたい進んでまいりまして、私の見通しでは今月いっぱい大体石炭鉱業審議会の審議のめどがつくのではないかと今ふりについて考えております。それらを通じて、大手につきましてもあるいは中小炭鉱につきましても、今後やはり不足資金はどの程度あるかという実態が把握されますので、こういった点も合わせて参考にしなから必要な資金の確保計画、これをつくりたいというふうに考えております。

なお、再建整備計画をつくらない中小炭鉱もございまして、これにつきましては中小の各団体がございまして、ただいま各中小の団体が中心になりまして、傘下の各企業についての資金需要をただいま集計中でございます。おそくこれは七月中旬過ぎますと大体出そろひではないかと思ひますので、私どもが関係方面と折衝いたしますのは七月の末ごろになるのではないかと思ひます。しかしこれは早ければ早いほうがよろしいと思ひ

ますので、できるだけ早くという事務を急いでまいりたいと考えております。

○田畑委員 先ほど局長の答弁の中にありましたが、元本については四月からすでにたな上げなされておるといふお話でしたが、利息については法律も通つたし、すでに再建整備計画が実際に実行するといふ段階に入つておる今日でありまして、当然金利についてもたな上げ措置あるいは肩がわり措置といふことがなされるわけでありまして、これはどういふことになるのか、さかのぼつて金利についても適用されるということに当然なるのかと思ひますが、これはどのようになるのか。

それからもう一つ、貯炭融資については電力用炭販売株式会社を通じてやつておられるというお話でございますが、貯炭といつても相当たくさん貯炭をかかえておるといふ問題、この間からこの委員会では指摘されたように、三井、三池の場合が二百萬トンとか、こういわれておるし、あるいは常磐炭田の常磐炭礦なども二カ月分を優にこす貯炭をかかえておるわけでありまして、先般、たしかこの委員会でも電力用炭販売株式会社の副社長で参考人として述べられたのは、一カ月程度でしか、貯炭融資については電力会社としても協力しておるといふような話がございましたが、この程度の貯炭融資の協力で当面する危機が乗り切れるのかどうか、資金的な処理ができるのかどうか、この点はどのように見ておられますか。

○井上(亮)政府委員 まずお尋ねの第一の点でございますが、元利均等償還の問題でございますが、これは実際には、いろいろな法令の手續を経て正式に書類として審査されますので、現実にこの金が出ますのは九月以降になるかと思ひます。しかし、実際問題としては、この再建整備計画が一応石炭鉱業審議会の中立委員をもつて構成してあります経理審査会がただいま審議中でございます。これは私の見通しでは相当テンポを早めておりますので、今月中には見通しを得られるのではないかと今ふりについて考えられますので、そうなります

と事実上の審査は今月末には終わつておりますが、こうなりますと、金融機関も、やはり利子につきましても当然猶予措置をやつてもらふという確信を持っております。実は金融機関からも四月に懇談会をいたしました際に、そのとき私どもは元利ともにたな上げしてくれ、いづれ近い将来に均等償還契約を結ぶわけですからという要求をしましたのに対して、元本だけはよろしい、利子につきましましては実態的な再建計画ができればそのとき考慮します、こういう話し合いになつておりますので、やはり現実に金が出るのは秋以降にならうと思ひますけれども、事実行為としてこの経理審査会の審議が終わりますれば、金融懇談会を開きまして、さかのぼつて適用したいというふりについて考えております。

それから次に貯炭と金融の問題であります。確かに貯炭につきましましてはなお万全と言えない節があります。しかし最近は一般的に炭のさげがよろしくなつてきておる。ただ問題は三池の炭、それから常磐の炭、これが異常貯炭の傾向を持つておりますが、三池につきましましては三井銀行等が特別配慮をしておりますし、常磐につきましても問題はありますが、これは個別的に対策を立てていく。電力用炭販売会社を通じて金融機関融資といふのは一般的なものとしましてやっているわけでございます。ですから、一般的な対策と個別的な対策といふことでただいま善処いたしております。

なお、常磐の炭は最近東北が渾水でございますので、東北電力等石炭がなかなか足りないというふうな現象もあつて、常磐の炭は最近好調にさばっております。

○田畑委員 昨年の七月の答申の資金対策の強化の面については、特に再建資金金融制度を強化すること、さらに無利子化をはかることという答申を受けて、今回の合理化法の一部改正になつたと見ておりますが、そういう点で通産省石炭局が答申を尊重なされて一つ一つ政策的な具体化措置をばかつてこられたことについては、私としても敬

意を表するわけでありますが、特に、この答申の中でも指摘されております中小炭鉱金融措置として、中小炭鉱に対しては日本開発銀行及び石炭鉱業合理化事業団からの融資のほか、中小企業金融公庫資金について融資限度の弾力的運用をはかる等、特別な配慮を加へることとなつておりますが、この点について何か格別の努力をなされて実績を上げておられる内容があるのかどうか、これを承つておきたいと思ひます。

○井上(亮)政府委員 開銀からの融資とかあるいは事業団からの融資につきましては先生も御承知のとおりでございますが、中小炭鉱の融資限度の引き上げの問題につきましては、これは毎年越年資金、越金資金のつど問題になつておるわけで、そのつどこの限度の引き上げを大体千円程度行なうとかいふような措置を續けてまいつております。

○田畑委員 再建資金の内容について少しお尋ねします。融資条件といふのは通産省令で定めるといふことになつておりますね。そこでその内容といふのはどういふ基準に基づいておるのか、その辺を詳しく御説明いただきたいと思ひます。

○井上(亮)政府委員 主として融資条件の問題でございますが、融資条件は一応二年据え置き、その後三年償還といふような考え方でやつております。

なお、再建資金の運用につきましましては、これは石炭鉱業審議会の再建計画——再建資金をもらいたいという企業についての再建計画につきましましては、石炭鉱業審議会の意見を聞いて、その上で再建資金を出すというところに相なつております。ただいま申しました融資条件のほか、特に再建資金といふのは異例の措置でございますので、やはり資源確保の見地から特に大規模炭鉱がたとえば何かの事故を起こすと、あるいは経営が何らかの事情によつて急激に悪化をして立ち上り資金さえあれば長期に安定できるというふうな場合に限つて再建資金を出そうという運用方針になつております。特に地域社会に甚大な影響を及ぼすと

いうような炭鉱についても同様趣旨で審議会におきまして審査をして、融資額をきめるというようなやり方をやっておるわけでございます。

○田畑委員 今度の予算措置によれば出資五億、これで出資という形にして、これからの貸し付けについては無利子にしたということになるわけですね。たしか当初石炭局で予算要求なされたときは十五億で大蔵省とは折衝なされたと思っております。それが五億になったという事ですね。ここにこの制度は非常にいいが中途はんばで所期の効果を上げ得ないという面があるように見えておるわけですが、したがって、この再建計画の資金等についても、できれば来年度予算を待たずして補正予算などで善処なさることが、当面の石炭の金繰りの圧迫を解除する大きな解決策の一つではなからうかと見ておるわけでありまして、そういう点について石炭局としてはその用意があるかどうか、このことをお聞きしたいと思うのです。

通産大臣にもぜひ御努力をお願いしなくちゃならぬと思っておりますが、通産大臣からも見解を承っておきたいと思つたので、この間来この委員会で石炭炭鉱の問題がいろいろ取り上げられたわけでございますが、あの災害を起して当面七億あるいは八億近くの資金繰りが必要だ、こういうような話がございましたね。ああいうような場合などについても、私はこういう再建資金などというものがもつとワケが大きくて、もつと有効に活用できるということになれば、石炭炭鉱の問題処理にも相当大きく貢献し得るのではないかと判断したのであります。ねらいはいいが、せつかくのいいことだが、さて運用するわけは、この点について今後補正予算の中でも処理したいんだという気持ちがあるかどうか、石炭局長からまず承り、通産大臣としての見解も承っておきたいと思つた。

○井上(亮)政府委員 お話がありましたように、再建資金は本年度予算に五億を計上いたしております。これが今日の情勢で金額が少ないうちな

いかという御指摘がしばしばあるわけでございますが、この点につきましては、やはり再建資金の性格はなかなか断絶を許さないものがあります。たとえば、非常に堅実な経営をやっている企業であっても、不幸にして何か大きな事故が起った、そのために、それがきっかけで立ち上り資金に苦しみというような場合が往々にしてあるわけでございます。年度を通じて十分な予算措置というものは、今日の予算の立場で、必ずしもここにのみ余裕金をたくさんつけるというわけにまいりません。したがって、必要最小限度の予算を組みまして、それから必要があれば補正予算で追加をお願いするという立場で、お説にありましたように、今後弾力的に運用してまいりたい、必要があれば補正でとるというつもりでおるわけでありまして。

○菅野国務大臣 ただいま局長が申しましたとおり、この再建資金の増額については極力努力いたしたいと考えております。

○田畑委員 もう一つ承っておきたいのですが、合理化事業団の融資のことです。合理化事業団を通じて近代化の設備資金であるとか、流通合理化のための設備資金であるとか、開発資金、あるいは整備資金、あるいは経費改善資金のための債務の保証、あるいはいま問題になっている再建資金の貸し付けなど、合理化事業団を通ずる融資措置というものは非常にきめこまかく、しかも石炭の実情に即して展開されております。これは政策融資という面において当然のことであるけれども、まことに適切な措置だ、こう思っておりますが、こゝまでくれば、この合理化事業団を通じて運転資金までめんどろと見るということは考えられないものかどうかという事は、この間の石炭特別委員会に出てこられた中小炭鉱の代表の舟橋参考人の意見の中に、たしか合理化事業団を通じて運転資金のめんどろと見てもらうような措置を講じてもらいたいという事を強くどこかで述べておるのです。これもなるほどなという印象を私は受けたわけですが、先ほど来局長からもいろいろ中小

炭鉱の金融措置について中小企業金融公庫その他の話が出ましたが、しかし、なかなかこういう政府関係金融機関との話をつけることも容易ではないような見方を私はしておるのです。やはり一番手近な、しかも確実な、しかも実際のものは、この合理化事業団を通ずる融資措置ではないか、こう思っておりますが、この点については御検討の気持ちがあるかないか、また運転資金を融資するという点について、何か制度上の壁があるのかどうか、承っておきたいと思つた。

○井上(亮)政府委員 政府機関の形で運転資金を融資いたしますという事は、原則としてないこととでございます。開発銀行にしまして、あるいは中小公庫にいたしましては、中小公庫の一部は長期運転資金というのにはやっておりますけれども、本質は設備資金でございます。その他いろいろな機関で、いわゆる通常の運転資金については市中機関でやる、政府は特別の政策目的を持った設備資金等について融資をするというのが、今日の金融政策の太い柱になっております。

ただ私も石炭関係で見まして、御承知の産炭地振興事業団におきましては、昨年度から、特に当時の三木通産大臣が産炭地の企業誘致に關連いたしまして、なじみのない中小企業等が産炭地に誘致されるわけでございますが、地元金融機関ともなじみが薄いというより意味で、どうしても運転資金については産炭地振興事業団からの融資の道を開きたいという事で、これは大蔵省あたりから見れば、異例の措置であつたわけでございますが、今日その運転資金については融資をやっております。一般論としては、運転資金は、やはり市中機関にお願いする、政府は政策金融とすることにならうと思つた。

もう一つ、石炭で運転資金がありますのは、ただいま御質問がありました再建資金、これが一種の運転資金であります。しかしこれはそれなりの目的を持ったものでございまして、一般論として、合理化事業団からこの運転資金の融資ということは、ちよつと当面実現がむずかしいのではな

いか。ただそのかわり、私もといたしましては、合理化事業団が、炭鉱が市中から金を借りますときに融資保証をする、入割保証をするという制度をいまやっております。当面私は、この程度が限度ではないかというふうに考えております。

○田畑委員 まあ私はその答弁もわからぬでもないわけですが、局長の答弁の中にもありましたように、産炭地振興事業団を通じて運転資金を貸しておるわけですね。やはりこれも政府資金になっておるわけですね。またいまの最後のお答にもありました再建資金の貸し出しを見まして、これは運転資金なんですね。したがって、政策金融だから、これは設備資金にしか貸せないのだという確たる制度上の問題ではないかと思つた。また石炭の場合については、もつと弾力的に考えてもいいのじゃないかという気持ちがあるわけですね。なぜならば、設備資金というのは、元来長期の資金ですね。運転資金というのは、言うまでもなく短期の資金だ。国家の資金を有効に活用するといふ点から見ますならば、短期資金というのは、元来危険性の少ない性格の資金だと思つた。長期に寝かす、設備を固定するといふ資金は、やはり長期であるだけに危険も伴う資金の性格を持つておるわけですね。したがって国家の財政という立場から見れば、運転資金なるがゆえに政府機関を通じてやることは適当でないという議論もいがか、こう思っております。この点は、こゝでいま直ちにいい答弁をもらうということもむずかしいかもしれぬが、ひとつ十分石炭局におかれましては御検討をお願いしたいと思います。通産大臣にもこのことを強く要望しておきたいと思つた。

とにかく今日の石炭産業安定のためには、金融措置に待つこと一番大きいものがあるので、特に私は、当面の金融措置などについては、通産大臣、石炭局長は、できるだけ全力をあげて前進することを強く望んでおきます。以上で質問を終わります。

○多賀谷委員長 他に質疑の通告ありませんので、これにて本案に対する質疑を終了するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○多賀谷委員長 御異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○多賀谷委員長 これより討論に入るのでありますが、別に討論の通告ありませんので、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○多賀谷委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○多賀谷委員長 この際、三原朝雄君外六名から、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者に趣旨の説明を求めます。三原朝雄君。

○三原委員 ただいま提案されました四党共同提案にかかる附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、再建資金の融資に当つては、本制度の趣旨にかんがみ、企業の緊急事態に対処し得るよう弾力的に運用すべきである。

再建資金制度は、本来石炭の供給を確保する上からも必要であり、かつ、地域に及ぼす影響の大きい炭鉱であつて極度の経営不振に悩む炭鉱を再建するための制度であることは、御承知のとおりであります。よって、再建資金の運用は、時宜に適した機動性が強く要請されるゆえんであります。

政府は、この点特に留意し、再建資金の貸し付けにあつては弾力的な運用をはかることが必要であるということが提出の趣旨であります。

各位の御賛同をお願い申し上げます。

○多賀谷委員長 これより本動議について採決いたします。

三原朝雄君外六名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○多賀谷委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、政府の所見を承ることにいたします。菅野通産大臣。

○菅野国務大臣 ただいまの附帯決議の御趣旨を尊重いたしまして、御希望に沿うように運用に努力いたしたいと存じます。

○多賀谷委員長 ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○多賀谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○多賀谷委員長 次会は、明六日午前十時三十分から理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十三分散会

石炭対策特別委員會議録第十九号中正誤

ペシ 段行 誤 正

ニ 三 八 おるか、 おるから、

ニ 三 三 ごいまして、 ごいまして、

ニ 四 六 日會炭鉱 日會炭鉱

〇 二 元 分析しかた 分析のしかた

同 第二十号中正誤

ペシ 段行 誤 正

〇 四 六 抹消鉱区 抹消鉱区

同 第二十一号中正誤

ペシ 段行 誤 正

二 四 一 高炉のサルファ 高炉へのスラ

吹き込み リー吹き込み